

平成16年厚岸町議会第1回定例会

平成16年度各会計予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成16年3月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年3月19日 午前10時00分
	閉 会	平成16年3月19日 午後 5時04分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	×
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	特別養護老人	藤田 稔
助役	大沼 隆	ホーム施設長	
収入役	黒田 庄司	デイサービス	玉田 勝幸
総務課長	田辺 正保	センター施設長	
行財政課長	斉藤 健一	監査委員	今村 實
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
		教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委生涯	松浦 正之
保健福祉課長	大平 裕一	学習課長	
環境政策課長	松澤 武夫	教委体育	大野 繁嗣
農政課長	西野 清	振興課長	
水産課長	大崎 広也	教委指導室長	大場 和典
商工観光課長	高根 行晴	農委事務局長	藤田 稔
建設課長	北村 誠	保健福祉	松見 弘文
水道課長	山崎 国雄	課長補佐	
病院事務長	古川 福一	環境政策	佐藤 悟
		課長補佐	
		農政課長補佐	竜川 正憲

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(16.3.19)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計予算審査特別委員会)

委員 長 ただいまより平成16年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時03分

委員 長 昨日に引き続き、平成16年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書の169ページをお開きください。

169ページ、4款2項3目の廃棄物対策費から進めてまいります。

なお、お手元に昨日要求がありました資料が届いていると思いますので……

(「ごみ処理費からですね」の声あり)

委員 長 廃棄物対策費、終わっていましたか。

(「終わったよ」の声あり)

委員 長 途中じゃないですか。まだ次の目、言っていなかったですよ。

(「ここまでということ」の声あり)

委員 長 いや、まだとは言わないで、ここで終わっているわけで、まだこの目、締めていません。

ですから、廃棄物対策費でまだ発言のある方はどうぞ。

よろしいですか。

(なし)

委員 長 3目締めます。

それでは進みます。

4目ごみ処理費に入ります。

ごみ処理費、ありませんか。

3番、南谷委員。

3 番 おはようございます。

大変さわやかな朝、物が物でございますから、朝から大いに燃えて質問をさせていただきます。

4款衛生費、2項環境政策費、4目ごみ処理費でございます。

一般廃棄物最終処分建設事業2億4,683万8,000円、この関係についてお尋ねをいたします。

まず初めに、現有施設はいつまで利用可能なのか、さらには、現有施設、いずれ利用ができなくなる、終わる時期が来ると思うんですよね。跡地利用はどのように

考えておられるのかいないのか、さらには、本計画の施設の利用はいつから供用開始となるのか、お尋ねいたします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 お答えいたします。

課 長

今使っている第1期の最終処分場ですけれども、これの使用予定、いつまで使えるかということですが、平成17年度末で満杯になるという今の予定でございます。

それで、新しい第2期の最終処分場ということになりますけれども、第2期の処分場につきましては、ご承知のとおり、平成14年度、15年度におきまして、各基本計画の作成であるとか、生活影響環境調査であるとか、それから整備計画の策定だとか、そういうことをやってきました。

それで、平成16年度につきましては、実施設計等がありますけれども、一部建設工事——現場の工事ということになります——に入りまして、16、17年の2カ年度でこの第2期の最終処分場を建設しようというそういう予定で進んでおります。

したがって、新しい第2期の最終処分場の使用につきましては、平成18年度からということとなっております。

それと、17年度末で1期の最終処分の利用が終わった後、もちろん覆土をしまして、2年間状況を見ます。当然雨水とか入ってきますので、そういう状況を判断した中で、最終的には植樹をするだとか、そういう形で現状に復すという形になります。

委員長 3番。

3 番 そうしますと、新しい施設は18年何月からなんですか。

それから、現有施設は、18年以降2年くらい、土かけるかどうかわからないんですけども、後始末のことも含めて植樹をしていかれると。この間、厚岸町は鳥、カラス、カモメも多いわけでございますから、水がたまって、そういう面で十分配慮をされながら、間違いのないような工事をしていっていただきたいと思います。

次に、今日、町内から1日当たりどれくらいの一般廃棄物が排出されているか、さらには、本計画施設はどれくらいの許容量というんですか、今後この施設が完成すれば、どれくらいの年数利用可能なのか、お尋ねいたします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 18年何月から使用可能になるのかということですが、18年4月からの供用  
課 長

開始を予定しております。

それから、1期の処分場が廃止になりますけれども、覆土をしまして、そして水がきれいな水になるまで、最低2年程度様子を見るということになります。したがって、2年で水がきれいになってくるのか、3年になるのか、そこら辺は最低2年ということで、水の浄化の状態を見るということになって、それで、状態がよくなった時点で、北海道に対して閉鎖届を出して閉鎖をするというような形になります。

それから、町内からの一般廃棄物、これが1日当たりどの程度出てくるのかということですが、現在1日当たり約16トンが出てきます。

それから、これから第2期分の量ですが、埋立容量ですが、1万9,100立方メートルということになっております。これは、先ほど申し上げましたように、平成18年度から使用を始めまして平成32年度まで、15年間使用するというような予定になっております。

委員長 3番。

3 番 次に、委員長、私、出が漁組、魚関係なものですから、建設事業関係については甚だ疎いものですから、多少ずれるかもしれないんですが、お許しをいただきたいと思っております。

設計監理委託料が1,774万5,000円、施設整備工事費の約8%となって、私の感じる所、高いのではないかなと感じるわけですが、根拠は余りないんですが、一般の建築関係から見ても、このような事業を僕は初めて経験するものですから、この要因はどのようなことで8%かかるのか、まずもってお尋ねいたします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 設計委託料1,774万5,000円、高いのではないのかという質問ですが、通常  
課 長

これら設計関係の積算する場合、廃棄物コンサルタント協会という協会がありまして、そこが出している歩掛かり単価というのがありまして、それを使って積算いた

します。今回のこの数値は、この廃棄物コンサルタント協会の歩掛かり単価を使わないで、業者が自社で積算したということになっております。

それで、通常、今回の金額1,774万5,000円、この金額は、歩掛かり単価を使った場合はおおむね1.5倍ぐらいになるんでないかというふうに言われております。

以上でございます。

委員長 3番。

3 番 工事全体が、穴を掘って物を埋めるわけですね。高いのかどうなのかというのは、なかなか調べようが後からでもわからなんですよ、実際のところ。素人考えなんですけれども。当然穴を掘って埋めるわけですから、そういう事業、私の感じるどころ、国の基準、道の基準、公共事業全般に言えると思うんですけれども、通り一遍の基準、積み重ねによってこういうものが試算されておるといふ答弁、通り一遍の答弁ですよ。本当に私は精査はできないんですけれども、皆さんは精査を可能だと思えますよ。ましてこういう時代に入って、よりよいものをより安く、本当に一つの事業を行う上でこのくらいの事業をするわけですから、ぜひ町の姿勢として、少しでも安ければいいというものではないと思うんですよ。慎重な対応をしていただきたいと切に願うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 先ほど1,774万5,000円の件なんですけれども、これにつきましては、16年度の事  
課 長

業費に対する設計委託料ではなくて、16、17、工事は2カ年でやりますので、これに対する設計委託料と。全体のおおむね工事費の3%程度になっております。

以上でございます。

委員長 3番さん、いいですか。

3 番 いいです。わかりました。

委員長 他にございますか。

8番、音喜多委員。

8 番 昨年から家電3品、購入者あるいは排出者、ともにこれは販売店で引き受けるというふうに変わってしまっていて、またさらに品目が追加されたやな話ですが、これについては、町はタッチはしていないんですが、従前はいわゆる粗大ごみとして

町は引き受けてきたという経緯があります。

現在、大々的に全国的なそういう最新のもの、再利用を含めて、そのルートをきちっとさせたつもりでしょうけれども、報道によれば、販売店が一手に引き受けておいてそれを外国に流すだとか、あるいはそれをある程度回収業者がそのまま自分の敷地内で保管しているだとかということがありますが、厚岸町においては、そういったトラブルというか、あるいは一般利用者もそういう粗大ごみでさらに出すとか、そういったことはないというふうに理解していいのか、指導上徹底しているというふうに理解していいですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 家電4品目、加えてこの4月からはそれに冷凍庫が加わって5品目ということに

なりますけれども、家電4品目が電器店での引き取りを開始されて以来、質問者おっしゃるとおり、トラブル、そういうものは私どもの耳には届いておりませんし、ないものと判断しております。

委員長 8番さん、よろしいですか。

8番 いいです。

委員長 他にございますか。

14番、田宮委員。

14番 資料を出していただきましたので、お尋ねをしてまいりたいというふうに思いますが、前に、ごみの受け入れ量の推移という資料をいただいたんです。これは、平成1年——日本では通常平成元年というんでしょうね、平成元年から平成14年というふうになっておりますので、平成元年と平成14年を比べながらご質問を申し上げたいというふうに思います。

一つには、平成元年と平成14年のごみの伸び量とといいますか、ごみがどれだけふえたのかということなんですが、環境政策課からいただいた資料に基づいて計算しますと、平成元年と平成14年と比べますと、可燃物は8.9%、不燃物と資源ごみについては21.9%、全体では12.1%の伸びだというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 ご質問者おっしゃるとおり、可燃物、不燃物、それから全体の伸び率、おっしゃ

課 長

るとおりでございます。

委員 長 14番。

1 4 番 そこで、契約の関係でありますけれども、平成元年、ごみの処理委託料の総額が7,614万2,000円、平成14年度は4,561万3,000円と、約80%くらいの伸びでありますね。それから、収集以外の委託料、これは運転委託料というふうに考えてよろしいと思うんですが、これを見ますと、平成元年、781万9,000円ありますが、平成14年度は4,561万3,000円、約6倍以上伸びているわけです。

ごみは12.1%ぐらいの排出量の増加ですね。一方、契約については80%も契約が伸びて、運転の委託契約については6倍以上の伸びになっている。こういう伸びというのはどこからこういうふうになっているんですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 これらの委託料の伸びになりますけれども、平成元年度780万円に対しまして14  
課 長

年度は、これは収集以外の分ですけれども4,500万円ということで、約6倍になっているということで、これのやはり大きな伸びというのは、この業務に当たる人の当然年齢と人件費が大きな、毎年のように人件費は上がってきていますけれども、そのほかに、例えば給料単価の安い若い方が焼いていたのをある程度中堅の方が焼くとか、そういう部分でも大きく変わってきますので、大きくは人件費の伸びだということでございます。

委員 長 14番。

1 4 番 人数を見ますと、平成元年全体で14.3人なんですね。平成14年は14人ちょうどなんですよ、全体で。ところが、運転の関係ではどうなっているのか。平成元年1.5人だったんですね。現在、平成14年では10.5人なんですよ。人工でいって、1.5人で運転していたものが、平成14年には10人からの人数が必要になったと、この原因は何なんですか。

委員 長 休憩します。

休憩時刻 10時29分

委員 長 再開します。

再開時刻 10時32分

環境政策課長。

環境政策  お答えいたします。

課  長

この人数がふえていった……平成元年度では、収集以外の人員では1.5人ということですが、この後、例えば平成4年度からは資源ごみ、これは4類型9種類になるんですけれども、これらの分別が入ってくると。それから、平成9年からはペットボトルをさらに分別していくと。それから、10年からは瓶類を3色に分別するだとか、こういう資源ごみの分別等に作業員が必要になってくるということで、分別のいろいろな導入に伴いまして人員も作業員がふえていったということでございます。

委員 長  14番。

1  4  番  さっき申し上げたように、ごみの伸び率は、可燃物で8.9%、不燃物と資源ごみで21.9%、全体で12.1%と申し上げましたね。10倍になっていますか、伸びが。人間だけ何で10倍もしなければいけないんですか。具体的に教えてください、必要であれば資料を出して。

委員 長  環境政策課長。

環境政策  人員がふえていった理由ということになりますけれども、具体的には、先ほども課  長

申し上げましたけれども、例えば平成4年度、これには資源ごみ分別が4類型9種類の分別が始まったと。それから、平成6年度からは、会社としての当然管理職等おりますけれども、それらの方々が何、何人という形で人員増になってきたと。それから、平成9年度からは、ペットボトルを資源ごみとして分別収集すると。それから、平成10年度では、容器包装リサイクル法によりまして、瓶類を、先ほど申し上げましたように、3色に分類してきたと。それから、平成12年度からは、白色トレイ、これを資源ごみとして分別収集してきたと。このように、どんどん分別が細分化されることによって、これに必要な人員増になってきたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長  14番。

1  4  番  全体的な数については大きな変動はないんですよね、全体的な数については。運転についてばらつきは出てくるわけです。あなたがおっしゃったように、平成4年度、前年度1.7人が4.2名になったと。ところが、平成5年は1.7人になっている

んですね。その次は6.3人になっている。これが一つの節目になったんでしょう。それから、平成9年が8.8人、平成10年度が11.8人、ばらつきがあるんですね、人数については。

これは、ごみ処理委託料契約関係資料というもので、松岡委員の要求で出された資料なんですけど、これを出してください。これがどう変わってきたか。平成元年、平成4年とかという節目がありますね。どういうふうに変ったんですか、具体的に。

委員 長 田宮委員さん、どうしますか。今の節目のところ何件か、こういう詳しい松岡さんに出したようなものを出してもらって論議しますか、それとも口でやりますか、どっちがいいですか。

1 4 番 出してもらってからやりますね。

委員 長 出してもらった方がいいですか。出せますか。

田宮委員さん、午後には出せるという話なんですけど、それまで保留してよろしいですか。

1 4 番 できなかつたらしょうがないですね。

委員 長 今すぐというわけにはなかなかいかないそうなんですけど。

1 4 番 いいですよ。

委員 長 それでは、何年分のところを出しますか。これ全部一遍に出してもあれだと思うので、今先ほど節目という言い方をおっしゃったんですけど。

1 4 番 4年度、それから6年度、10年度、これいろいろ意見がありますので。

委員 長 数字が大きく変わっていくのが4年、それで5年が下がるけれども、6年からは上がり続けますよね。そうすると、4、5、6あたりと、それから、近年のところは15、16は出ていますよね。

1 4 番 9年、10年。あとは大体同じですよ。

委員 長 4、5、6と9年、10年、そのぐらいでいいですか。

(「8年、9年」の声あり)

委員 長 多くなると、その分だけおくれると思うので、だから、効率的にやりたいなと思うんですけども。

そうすると、もう一度言います。4、5、6とそれから8、9、10、いいですか。

1 4 番 はい。

委員長 わかりましたね、今ので。それだけ、松岡委員さんに出したように、細かい内容のわかるものを午後から出していただくということによろしいですね。

では、そのようにさせていただいて、14番、田宮委員さんに対する質問の答弁は保留いたします。

なお、この後、資料が出たところで巻き戻して進めることにいたします。

他にごみ処理費、4目ございますか。

9番、松岡委員。

9番 15年度と16年度の比較表を出してもらったわけでございますが、これを見ると、やはり大きく節減されたのは、人件費ですね。16年度は運転手4名、作業員10.4名、事務0.6ということで、合計15人です。この人件費が1人当たり258万5,000円、それから、15年度は、15.5人で4,139万9,000円ですか、これを15.5人で割ってみますと、1人頭267万円ということで、ここで1人当たりで9万円くらい安くしているわけですが、人件費というのは、これは15.5人とか15人とかということになるわけですけれども、人件費の基準というのは決まっていないんですか。これはやはりきちっと決めておくべきだと思うんですよ。会社では高い給料の人を出しても構わないわけですから、大勢いる中からあれするわけですからね。そして、ある一定の線でもってこれ決めておかなければ、今までのようにどんどん委託料が上がっていくということになれば、町民負担がとんでもないことになってくるんですよ。その点を十分やはり考慮してやっていただきたいと思います。

そういうことで、ひとつこの委託料というのを、何か事情があって変わる場合は仕方ないですけれども、やはりある程度一定のあれでもって決めていただきたいんですよ。そして、その基準から物価の変動とかそういうものを勘案してやるというふうにやっていくべきだと思うんですが、その方が明瞭性があると思うんですね。

今までもずっと、この前の議案審査のときにいろいろと質疑したんですけれども、仕事もだんだんふえていったでしょうけれども、どんどん上がっていく傾向にあると。そこらあたりをやはり十分ちょっと厳しくチェックしていくべきだと、かようにと思いますが、お考え方をお聞きしたいと思います。

それから、最終処分場の建設事業ですが、工事費2億1,000万円、近年にない大きな工事ですが、これは、地元業者の技術でできる仕事だと思うんです。前の処分場も、恐らく地元業者がやったと思うんですが、そこらあたりどのように考えてい

ますか、お聞きしたいと思います。

それからもう一つには、これをその1、その2とかと分けるのかどうか、それらの方法についても考え方をお聞きしたいと思います。

委員長 環境政策課長。

環境政策 課長 まず、給料がどんどん上がっていくことによって、委託料も上がっていくという、

委託料に要するに大きな影響を及ぼすということでございますけれども、私ども、会社の方から予算のときに概算見積もりをいただきまして、それを、前の特別委員会のときにも申し上げましたように、厳しくチェックさせていただいております。

その中で、会社の職員給料は、町役場のように8級までのそういう給料表を独自でつくって運用しておりますけれども、上がったたり下がったりという部分では、町が人勧に基づいて行うベースアップ等、それらに基づいて上げ下げしていると。本給そのものは、町の職員から見ると相当低い状況になっております。

それで、この人件費、一定の枠内で抑えられないのかということですが、そういう意味では、厚岸町が例えば民間会社の職員の給料を抑えたりだとか、なかなか難しいことでございますし、それはちょっとできないこととなりますけれども、従来どおり、この委託料につきましては、契約前に、当然予算措置する前に、先ほど申し上げましたように、概算の見積もりをもらっておりますので、それを厳しくチェックした中で、必要以上に高くないようにチェックを厳しくしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、建設事業の方なんですけれども、第1期の場合は、平成4年から平成5年の2カ年で工事を行っております。このときは、継続費を組んで行っておりまして、水処理の関係につきましては、当然地元業者はできませんので、機械類は、当時西原環境でして、それに地元業者の、建物躯体関係になると思うんですけれども、影本工業さんがJVを組みまして、水処理の方の工事に当たっていると。

それから、最終処分場そのものは、前回は地元の道東建設工業さんと宮原さんがこれもJVを組みまして建設工事に当たったということでございます。

それで、今回の工事の今の考え方でございますけれども、地元業者でできるできない、これは当然実施設計が上がってくると、その工事内容ではっきりしてくると思っておりますけれども、実施設計が上がってから地元業者でもできる仕事なのか、そうでないの

か、はっきりしてくると考えております。

それから、工事を1、2というふうに分けるのかということですがけれども、今のところ国との予算の絡みもちょっとありまして、16年度は16年度の発注、それから17年度は17年度予算で発注と、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 9番。

9 番 何か話を聞いてみると、随分委託している会社の内部まで立ち入っていると思うんですよ。給料表が高いとか安い、それは会社の話なんですよ。はっきり町で人件費はこれだぞと一つの基準に基づいてやって、その基準に合わせてやればいいんだから。あそこだって社員がたくさんいるわけだから、もう少し、何というか、幅を持たせるというか、余りにも何か会社の中まで立ち入っているような気がしてしょうがないんですよ。これは、本当かどうか知りませんが。何か、昔だったら、交際費のはてまでこの見積書の中で決めたというような話も聞いております。

もう少しやはり相手方にも余裕を持たせるし、また役場の方もそこまでタッチしないで、はっきり今年のように人件費が3,800万円、3,800万円でも3,900万円でも、うちの基準はここだからこれでやりなさいというふうに言ってもいいと思うんですよ。当然それに合わせるように、彼らだって商売なんだから、マガタの合うような人員の配置もすると思うんですよ。その点、もう少しそこらあたりをそういうふうに見てやってほしいと思います。

それから、16年度もそういうことが言えると思うんですよ。0.5人減っただけで262万3,000円も人件費が減ってでもやれるんですよ。そこらあたりもう少し工夫すべきだあると、このように思いますね。このとおりに、あなたの出してきた資料から見ると、16年度から比較して0.5人しか減っていない、作業員はね。それで262万3,000円。今までもずっと上がってきた原因というのは、人件費だと思うんですよ。今、田宮議員が資料を要求したから、それを見ればわかると思いますけれども。そう思うんですよ。

ですから、それらの考え方をやはり一新して、もう少し大まかにやるべきだと、こう思います。それをやることによって、相手も余裕を持てるだろうし、それから町の方としても委託費の節減にも私はつながっていくものだ、かように思いますが、

お考え方をお聞きしたいと思います。

それから、処分場の建設事業なんですけれども、ご承知のとおり非常に、何の業者もそうですけれども、町内の土建業者も相当苦境に立たされていると思います。当然これはもし、何と申しますか、よその業者をどうしても入れなければならないというのであれば、これは仕方ないと思いますが、できる限り地元の業者のできる限り多い業者にこの仕事の受注のチャンスを与えていただきたい、かように思います。やはりそれが厚岸町の景気浮揚の一策にもなると思うことも考え合わせて、そういうことでこれから進めていっていただきたいと思いますが、その考え方をお聞きしたいと思います。

委員長 町長。

町長 私からお答えをさせていただきます。

まず、委託料のあり方でございます。

ごみ処理委託料が今議論されておりますが、委託料と申しますのは、どの委託もほとんど人件費が主たる委託料になります。ただいまご指摘ありましたとおり、人件費の基準を設けるべきじゃないかというお話であります。やはり今回のごみ処理の委託料の関係については、担当課長から答弁がございましたとおり、町職員または人勧等の関係の中で給料をお互いの話し合いの中で決めているようでございます。

これからの人勧あり方というのは、やはり民間企業との差を考えるならば、今までは、ここ2年前は右肩上がりでありましたけれども、今日の経済状況を見ますと、やはり人勧においても下がる方向にあるだろうと思います。

しかしながら、やはり町として委託する以上は、大まかな予算になっております人件費をある程度考えながら設定をしなければならないことは当然であります。

そういう意味において、今後、今ご指摘ございましたとおり、やはり人件費のあり方というものに対して研究させていただきたい、こういうように考えます。

このことについては、さきの議会においても、委託料のあり方はどうあるべきかということで私もお答えしておりますが、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

さらにはまた、これは総体的な地元企業の育成という立場でのご意見もございました。私も何度も答弁いたしておりますが、やはり地元企業の育成、しかしながら、その物件によっては、技術力、能力等も加味しなければならないわけであります。

そういう意味において、基本的には地元企業の育成ということで、厚岸町の公共事業に対しては事に当たりたいという姿勢は変わっておりませんので、この点もご理解をいただきたいと存じます。

9 番 いいです。

委員長 他に4目ございますか。

16番、竹田委員。

1 6 番 この委託をする昭和52年ですか、委託を始めたとき、それは、もしここに書かれている52年だとすれば、52年のときに委託をするといったときに、資料を請求してもらったんですけれども、ごみ焼却炉の管理に要する資格ということで、特別管理産業廃棄物責任者、衛生センター管理に要する資格等いただきましたけれども、この委託するときに、役場の方から委託をお願いするというで契約をされたのか、それとも業者側から委託してくれということで委託をまずしたのか、それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

委員長 環境政策課長。

環境政策  
課 長 ごみ焼却処理場の管理等に関する問題ですけれども、ごみ収集につきましては、

焼却以前から委託してやっけてきているわけですが、焼却の分を委託するようになったのは、昭和62年度からいわゆる焼却も委託しております。これは、当然経費節減はもちろんですけれども、ごみの収集と焼却処理ですか、これを一体となって効率的にやろうということで委託をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それで、委託のときにはどちらから働きかけたのかということですが、もちろん、先ほど言いましたように、事業の効率化等を図るため、厚岸町から委託をしたいということで働きかけております。

委員長 16番。

1 6 番 そのときに、お願いするときには1社だけだったんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策

町内の業者1社と随契で行っております。

課 長

委員長 16番。

16番 競争という原理に基づいて、1社にだけそれをやはりするということに対しては何ら問題ないのかどうなのか、それと、そのときにお願いするときに、焼却する場合に、この特別管理産業廃棄物責任者という免許を取得され、資格を持っている人が最初からいたのかどうなのか。

僕、ずっとこの問題についてはいろいろ質問している中で、特別ほかの業者にはできないと、なぜかということに対して、技術が伴うのであるという答えをずっとしています。であれば、そのときに、技術者がいたのかどうなのか、それをちょっとお聞きします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 答えいたします。

課長

初めに、焼却処理場の焼却炉、いわゆるごみを焼却するための資格というものは、特別ございません。この資料でお示ししている特別管理産業廃棄物管理責任者、これは廃掃法の12条の第6項ということでメモ書きしておりますけれども、これは、何でこの資格が要るのかということですが、実は、ごみ焼却処理場の施設の中という敷地の中に、廃PCBが保管されております。その内容は、トランスであるとか、それから町内各学校から回収してきました蛍光灯のコンデンサーなど、これも200個近くあるんですけれども、これらは特別管理産業廃棄物と言われておりまして、これをドラム缶に入れて密閉しまして、保管庫に施錠して実は管理しておりますけれども、この廃PCB、この特別管理廃棄物を管理するための責任者が必要だということで、現在厚岸町のごみ処理場の場長がこの資格を有してこの管理に当たっているということでございます。

それで、この廃棄物、PCBですので、これにつきましては、毎年度北海道に在庫報告をしているという内容になっております。

それと、1社随契、現在もそうなんですけれども、さきの料金改定の際にも、特別委員会の際にも1社随契は問題ないのかということでご指摘を受けておりました。当時から委託する際にも、町内には厚岸清掃社1社しかないということと、本来であれば、競争相手がいればいわゆる入札という形でやるのが一番ベターだと思うんですけれども、そういう、1社しかないという事情から現在まで1社随契を行って

きているということでございます。

委員長 16番。

16番 契約するときの金額の部分で、課長、さっきの答弁の中で、役場職員より民間に委託することにおいて、賃金等についてはかなり低いと先ほど言いましたけれども、かなり低いという民間に渡しても営業ができるのに、じゃ役場職員の給料が民間より何でそんなに高く払わなければならないのかというふうに疑問視されるんですけれども、それについてどう考えていますか。

民間だから、じゃ何ぼ安くてもいいのか。先ほど以来、ずっと民間に委託するなら少しでも安くという方向性で委託するということもありますけれども、格差が余りにも低いというふうに自分でとらえているのであれば、逆に言えば、その金額、何でそういうふうに出るのかなというふうに思うんですけれども。

それから、チェックしていくという話を今していましたがけれども、企業に対して、どのような形でチェックするのか、非常に難しいんじゃないかと思うんですけれども、それについてお答えしてください。

もう一つ、ごみ焼却場については、何ら免許を有しなくてもいいというふうに先ほどあったんですけれども、全く免許要らないんですか。それも一緒をお願いします。

委員長 環境政策課長。

環境政策 お答えいたします。

課長

民間だから幾ら給料が安くてもいいかということではなくて、会社独自の給料表に基づいてそれぞれ社員に給料が払われているということで、当然それらは企業努力によってなされるものだというふうに考えております。

また、チェックをどういうふうに行っているのかということですが、例えば予算措置をする前に概算の見積もりをいただくわけですが、その中で、この人数でも示すとおり、例えば15.12が15.32になったと。じゃどうしてこれ例えば0.2ふえたのか、あるいはどうして減ったのかだとか、そういう理由を聞きながらチェックしております。

それから、免許等の関係ですが、焼却処理場には、例えばボイラーの資格を有しなければ運転できないようなボイラー等もございませんし、地下タンク等も

ありますけれども、それも民間に委託をかけて年1回点検しているということで、特にごみを焼却する際には、免許等は必要ないということでございます。

委員長 16番。

16番 免許も何も要らないのに技術者を伴うとか何とかという形で、1社だけにごみ収集をやってもらったということで、そういう形で焼却炉も一緒に頼んだというのであれば、免許も何も要らないのであれば、別にその会社に執着する何物もなかったんじゃないかと思うんですけれども、当時に。

課長の答弁だったら、だれでもよかったんだというふうに聞こえるんですよ。どうなんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 燃やす免許が要らなければだれでもいいんだという、確かにそういうことも言え

ましようけれども、町としては、既にその前段でごみの収集を委託しておりました。ですから、収集と焼却を一体となった形で効率的に行いたいということで、1社随契にしているということでございます。

委員長 総務課長。

総務課長 いわゆる公務員の給与と民間給与との関係でございますが、私の方からお答え申し上げます。

ご案内のとおり、公務員の給与の関係でございますけれども、これまでに議会等で条例に基づいて給与関係定めさせていただいております。国の人事院勧告に基づいて給与の額、手当の額等を議決いただいているというのが実態でございます。ご案内のとおりでございます。

人事院勧告というのは、ご案内のとおり、全国のいわゆる官民格差という部分を調査をいたしまして、その上で公務員の業種に合わせた形の中での全体的な官民格差、これが生じないように調整をした上で勧告がされているというのが基本でございます。

そういう意味からいきますと、民間の給与と公務員の給与という部分につきましては、一致していくような制度になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それともう一つ、当然業種によって賃金に格差がそれぞれ生じてきている。これ

は、公務員と民間であるとかそういうことだけでなく、民間の中におきましても、当然業種によってそれぞれいわゆる賃金に格差が生じてきているというようなことがご案内のとおりでございます。そういったような形の中からいわゆる民間委託によります効率性、経費の削減、コストダウン、こういうような形の中であらわれてきているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 16番。

16番 この後にも出てくる衛生センターの方についてもあるんですけども、民間委託するという目的は、あくまでも役場職員の対応でやっていくと給料が高いから、民間企業に預けた方が安くなるんだというお考えは、僕の今言ったとおりで理解していいんですよね。

それと、これからいろいろな部分で衛生的な部分、ごみ処理の部分の委託するときに、競争入札はこの会社に頼んだ方が便利なのかなという答弁の中から、便利だからというふうに受けとめなさんですけども、競争入札の部分については、これからはしないのか、やっていこうと思っているのか。民間企業に頼んで安くするという、そういう気持ちの原理であれば、当然競争入札をしていくということが当たり前になってくるんですけども、それをまず、する気がこれからあるのかないのか、衛生センターの部分についてももう決まってしまうみたいなんですけれども、これはこれで後でまた聞きますけれども、とりあえずこの部分についてどういうふうに考えているのか、ひとつお聞かせ願います。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 いわゆる人件費の部分ですけども、給料が高いからということも必ずしも言え

ないんですけども、町の職員がですね。町の職員も、例えば配置によっては安くなる場合もあるのかなというふうに考えております。

それから、今後もずっといわゆる便利だから1社でやっていくのかというご質問ですけども、便利だからということじゃなくて、効率的にやってきたつもりであります。

それで、ご質問者言うとおりの、やはり競争原理を働かすのが本来であると私も考えておりますし、委託料の発注の原理に返って、そのためには町がもちろんいわゆる設計をして予定価格等を決めていくんですけども、そういう委託料の競争の原

理に返って検討してみたいというふうに考えております。

またこれと、何か衛生センターはもう決まっているというような先ほどのお言葉がありましたけれども、まだ予算は当然議決されておりませんし、そのようないわゆる予算の執行行為は一切行っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 16番。

16番 これはちょっと外れるんですけども、課長が言った、役場職員給料よりもかなり低いという言い方をされたので、町民にしてみたら、まだまだ給料下げられるんじゃないかというふうに理解してしまうというか、そういう受けとめ方をされるような発言じゃないかというふうに僕は思うんですよ。それはこれからの契約の部分についても参考にして聞いておきたいと思います。

それから、競争入札ということもこれから考えていきたいというか、そういうふうな形で受けとめてよろしいんですか。

委員長 町長。

町長 私からお答えさせていただきます。

官民の給料の格差については、先ほど総務課長からお話ございましたとおり、厚岸町職員については、条例を決め、その基準になるのは人事院勧告に基づいての条例提案をいたしておるわけでありまして。というのは、民間の格差の是正ということを中心にいたしての人事院勧告でありますので、厚岸町としては、それを基準にして条例を設定しているということでございます。

しかしながら、仕事面において、特殊な仕事においては、やはり民間に委託する時代であると。それはなぜかといいますと、やはり経費の節減等も十分考え、さらにはまたよりよい効率ある仕事をしてまいろうという目的もあるわけでありまして、今後とも、私といたしましては、民間でできることについては民間に委託いたしたい、そういうような姿勢で臨んでまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

さらにはまた公共事業の発注の仕方、さらにはまた民間委託のあり方、これらについては、先ほど松岡議員にもお話しいたしましたが、やはり地元企業の育成ということを念頭に置きながらそれぞれの発注をさせていただきたい、かように考えます。

随契についても、やはり私はできるだけ競争入札で安い価格でいい仕事をしてもらおうという姿勢でなければならない、そのようにも考えておりますので、今随契

等の問題がありましたけれども、地元企業でやりたいという人があるならば参加を  
いただいて、競争入札で仕事を獲得するという方法もあろうかと思しますので、ど  
うか民間においても、やはり新しい事業、今の時代は企業をおこすということが極  
めて重要なことでもあります。それが一つの地元の企業の雇用対策にも大きくつな  
がるわけですので、それは町としても新しい企業おこしというものを十分に  
考えなければならぬと思しますので、どうか今後ともその点をご理解いただき  
たいと存じます。

1 6 番 よろしいです。

委員 長 よろしいですか。

12番、谷口委員。

1 2 番 先ほど、田宮委員の質問にある内容なんですけれども、この人件費にかかわっ  
ては、焼却処理場の機能がどんどん増してきているわけですよ、焼却処理場がで  
きたときにね。そして、その後に、もう長くなりましたから初めどうだったか忘  
れましたけれども、大まかな分別から始まったんだったかなというふうにも思  
うんですけれども、そういう中で、以前はたしかもう本当に大まかで、缶と瓶と新  
聞ぐらいだったかどうか、瓶も、一升瓶で売れる瓶は資源化するけれども、あと  
は破砕機にかけて、灰と一緒に焼却処理場の前の方に埋めていたと思うんです  
よね。そういうやり方をやっていて、その後で、破砕機を処理場を建設した時点  
で入れたかどうかもう私もわからなくなりましたけれども、そういう流れがきつ  
とあると思うんですよ。そういうものをやはりきちんと押さえておかないと、一  
つはだめでないのかなというふうに思うんですよね。

それともう一つは、役場の職員がついこの間までかかわっていたわけでしょう。  
だから、収集以外の委託料が何で初めは発生したのか、それで今はどこまでや  
っているのかということをやらないとだめではないのかなというふうに思うん  
です。そういう見方をしないと、ただもうどこから完全にと、その流れがわ  
からないでは困るというふうに思うんです。それによって人件費がどうなった  
ということを説明していただかないと困ると思うんですが、いかがですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 焼却場は、50、51年度で工事を行いまして、この表にあるとおり、52年から使用  
課 長

してきたということで、大きなごみがどんどん、当時はともかくとして、最低限今の1期のができた時点で破砕機が導入されれば、これはまたかなり状況が変わってきたのかなというふうに思いますけれども、破砕機につきましては、平成11年に導入されてきたところでございます。

それと、この流れですね。52年から焼却が始まって、人員がどういうふうになっていったのかということですが、これにつきましては、田宮委員さんの質問でもお答えしたとおり、いわゆる資源ごみの当初本当に簡単な4類9種類の分別から始まりまして、先ほど申し上げましたように、各年度ごとにいろいろな分別、いわゆる分別種類がどんどんふえてきたということで、それに伴ってその処理に当たる作業員の数がふえてきたというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員 長 12番。

1 2 番 結果的には、昭和62年度から収集以外の委託料というのができたわけでしょう。それ以前は、あそこの運転業務というのはすべて役場がやっていたんじゃないんですか、違うんですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 課 長 ご指摘のとおり、昭和62年からごみ焼却処理場の運転委託が始まりましたので、その以前につきましては、町の職員がその業務に当たっていたということでございます。

委員 長 12番。

1 2 番 ですから、昭和62年以降一定の期間——今も場長はいますけれども、町職員で、一定の期間は、町の職員が運転業務にこの後も当たっていくわけでしょう、62年以降も。違うんですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 課 長 古くもそうですけれども、今日まで町の民間委託も町の場長が現在もおります。

場長は、あの焼却処理場の中でいわゆる焼却業務に当たるのではなくて、施設の管理業務に場長は専念しておりまして、焼却そのものは受託業者が行っているということでございます。

委員 長 12番。

1 2 番 それでは、焼却業務は何年から委託業者がやっているんですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策

昭和62年からでございます。

課 長

委員 長 12番。

1 2 番 ちょっと変じゃないですか、それじゃ。ついこの間まで役場の職員いたんですよ、場長以外に。

環境政策 おっしゃっている町の職員は、町の職員ではなくて、退職後に清掃社、いわゆる  
課 長

受託業者が雇った臨時職員だということでございます。

委員 長 12番。

1 2 番 昭和62年から焼却業務は全部民間に委託しているんですか。

それで、そうすると、不思議なんですけれども、焼却処理にたった3.3人や1.7人、こういう収集以外の仕事をこういうのでできたんですか。例えば、燃やす方とそれから粗大ごみを整理するのから資源ごみを分別するのから。だって、収集は13.何人だとか、12.何人でしょう。それ以外の仕事を全部できたんですか、この人たちが。それでは変じゃないですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 昭和62年の焼却の委託以降の人員がこの表に出ているわけですけども、この人  
課 長

数でやっていたというふうに判断しております。

委員 長 12番。

1 2 番 非常に私自身ちょっと疑問なんですけれども、そうすると、業務以外の仕事を結果的にはやりくりをしてこの委託された会社が全部こなしてきたということに私はなるのではないのかなというふうに思うんですよね。サービス残業どころの話ではないというふうに思うんですよ。

それで、あそこの仕事は非常に大変な仕事ですよ。厚岸町は、比較的早い段階からそういう分別収集をしてやってきていますし、一定のところからアルミだとか

そういうものにだんだん変わってきて、資源を細かく分別するようになってきておるといことなんですけれども、そうすると、これでは、分別の仕事が結果的には収集委託の方でやられていたんでないのかなというふうに思うんですよ、現実的に。そういうことが行われていた可能性があるかと。

それと、やはり先ほどちょっと疑問に思ったんですけれども、あそこにいる人はみんな何も資格がなくてもいいんだということなんですけれども、そういうことなんですか、処理場内。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 昭和62年、63年当時、3.3人であるとか、1.7人でやっている。この人数で私ど  
課 長

もはやってきたというふうに判断しておりますし、その収集に当たる、例えば62年で言いますと、12.9人という人数がおりますけれども、それはあくまでも収集の業務をしていたというふうに判断しております。

それから、資格の件ですけれども、先ほど申したように、PCBを管理する責任者、これの資格だけで、ごみを焼却するに当たっての資格等は特に必要はございません。ただ、建設当時、当然素人がやるようなことになるわけですから、機械の会社である日本プライベルコが来まして、運転技術指導を行ってきたという経過がございます。

委員 長 12番。

1 2 番 ああいう施設ですから、一定の作業保安だとか、安全だとか、あるいは労働安全衛生法だとかいろいろな法律があ施設には当然かかりますよね。そうすると、例えばクレーン作業だとかありますし、あるいはあそこで場内で使う機械だとか、そういうものは、例えば路上運転をする場合は当然特殊車両の免許だとかそういうものが必要ですけれども、そういう場内にあっても作業機械を使う場合は、一定の資格を持った人でないと使うことができないというふうになっていると思うんですね。そういう点ではどうなんですか。

委員 長 休憩します。

休憩時刻 11時35分

委員 長 再開します。  
環境政策課長。

再開時刻 11時46分

環境政策課長 免許等の関係でございますけれども、先ほど来、ごみを燃やすための免許、これ

については要らないと。ただ、構内で、ごみを燃やした後いろいろな灰を運んだりそういう作業もあるわけですが、施設の外、いわゆる構内になりますけれども、構内の作業に当たっては、通常必要な例えば大型特殊の免許であるとか、タイヤローダーの免許であるとか、それらは当然必要になってきますので、先ほど言いましたように、燃やす行為、そのための免許は必要ないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 12番。

1 2 番 そうすると、あとは室内の起重機はどうなんですか、クレーンは。あるんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 ごみのピットから焼却炉に入れるクレーンがありますけれども、あのクレーンの

操作に当たっての免許は必要ありません。

委員長 12番。

1 2 番 ただ、必要はないとはいっても、一定の作業機械の運転技術の資格は必要ではないのかなど。例えば特殊免許、いわゆる外で使う、あるいは外で移動する、そういう場合であってもやはり特殊免許は必要ですが、作業する場合は、工事現場へ行ってもどこへ行っても、一定の作業資格は必要なわけでしょう。あれは、荷物を受け取る場合に球がけの免許が要るだとか、そういう資格は必要ですよ。そういうのは、ああいう場合は、やはりあそこにだれもいないというふうには考えられないし、万が一のこともあるし、そういうことからすると、そういう資格を持った人が作業に当たるのが一般的には当たり前じゃないですか。もしそこで事故があった場合には、その作業を管理している責任者の責任が問われる問題ではないのかなというふうに思うんですが、そういうものなしでそうしたらやっているということですか。

委員長 ちょっときちっとした答弁をしてもらうために、休憩いたします。

それで、このままお昼の休憩に入って、再開1時というふうにしたいんですが、よろしいでしょうか。

昼食のため休憩といたします。

再開は1時の予定です。

休憩時刻 11時50分

委員長 再開します。再開時刻 13時00分  
午前に引き続きまして、12番、谷口委員の質問に対する答弁から入ります。  
環境政策課長。

環境政策 クレーンの資格関係、クレーンも含めてですけれども、まずごみの収集そのもの  
課 長

なんですけれども、ごみ収集につきましては、昭和48年以前、これについては、ご承知かと思えますけれども、町が直営で収集業務を行っていました。昭和48年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、厚岸町の収集運搬許可を得た会社が設立されまして、当時この会社とそういう協議をした中で収集運搬業務を委託したということになっております。

そこで今度は、昭和52年の焼却作業の委託ということになるんですけれども、焼却作業につきましては、先ほども申し上げているとおり、個人の資格ということではなくて、まず、焼却をするのに、いわゆる受託する会社としてごみ処理施設技術管理者、この資格を保有している方が会社にいればいいということで、質問のありましたクレーンの作業についても、5トン未満であることから免許は不要ということになっておりますけれども、現場で実際に作業に当たっている方なんですけれども、この方々は5トン未満クレーンの運転業務の教育講習を受けているというふうになっております。

大変失礼しました。焼却の委託が始まったのを私間違って52年と言ってしまいましたけれども、昭和62年の誤りです。大変申しわけございません。

このような状況になっております。

委員長 12番。  
12番 そうすると、労働安全衛生法だとかそういうことを十分クリアしながら行われているというふうに確認していいんですか。

委員長 環境政策課長。  
環境政策 そのとおりでございます。  
課 長

1 2 番 はい、いいです。

委員 長 12番さん、よろしいですね。

他に4目ございますか。

それで、資料はでましたか。まだですか。

田宮委員さん、資料出てからでよろしゅうございますね。

1 4 番 はい。

委員 長 では、先に目は進めますので。

4目なければ、次に進みます。

5目し尿処理費、ございませんか。

14番、田宮委員。

1 4 番 今回、し尿の収集運搬以外に衛生センターの運転が新たに委託契約になったという事なんですね。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 質問者おっしゃるとおり、従来し尿の運搬収集のみの委託業務でしたけれども、

課 長

16年度からは、この運転も委託にしようとする内容でございます。

委員 長 14番。

1 4 番 昨年の当初では4,778万4,000円ですから、6,300万円と比べると1,521万6,000円、これは予算の計上ですから、運転だけの契約金額というのは大体1,500万円ぐらいなんですか。

委員 長 環境政策課長。

環境政策 今回し尿収集、衛生センター運転業務委託料ということで6,300万円予算を計上

課 長

させていただいております。これの内訳になろうかと思えますけれども、し尿収集、運搬に係る分として4,620万円、それから衛生センターの運転の業務になりますけれども、こちらは1,680万円という内容でございます。

委員 長 14番。

1 4 番 ところで、資料を拝見いたしますと、平成15年度と比べて人員が3名ふえることになりますね。それで、人件費なんでありますけれども、これを引きますと1,421万9,000円になるんですね。3名ふえたことによって1,421万9,000円ということに

なりますと、1人頭478万円ぐらいになるんですが、そういうふうには理解していいんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策 15年に比べて当然、15年は収集、運搬だけでしたので、6名という作業員で行っ  
課 長

ておりました。これが、運転業務に係る人員として3名、合わせて両方で全体で、し尿の関係では9人ということになります。それで、今おっしゃられている、3名ふえたことによって、この人件費の分1,421万9,000円を差し引きすると、このようになります。

委員長 14番。

1 4 番 ですから、3人ふえたことによって1,421万9,000円、金額的にはふえるわけですね、人件費が。そうしますと、3人で割りますと478万円ぐらいになる。そんなに高いんですかということなんです。

委員長 環境政策課長。

環境政策 この3名の内容ですけれども、作業員が2名と事務員が1名ということで、当然  
課 長

基本給料、それから各種手当等を合わせますと、このような金額になります。

委員長 14番。

1 4 番 よくわからないんですが、基本給プラス何ですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策 基本給のほかに、手当としまして管理職手当1名、それから扶養手当、住居、通  
職 員

勤、特殊勤務手当など、もちろん寒冷地であるだとか期末勤勉手当、これらも入ります。それから、当然福利厚生費としまして、働く方の健康保険であるだとか、厚生年金であるだとか、退職積立金、これらのものが入ることになります。

委員長 14番。

1 4 番 役場で働いておられる方と同様の取り扱いになるわけなんですね。さっき松岡委員も言っておられましたけれども、何かおかしいのではないですか。どうなんですか。

委員長 助役。

助 役 衛生センターの運転管理に関する経過なんかも含めて、少し説明をさせていただきたいと思います。

この衛生センターでありますけれども、現在5名の職員体制で運転をしております。実は、この衛生センターの所長が本年度末をもって定年退職を迎えるという状況になっています。このセンターを運転するために必要な資格というのが、皆さんにお配りをしてありますとおり、4つの資格が必要になってまいります。ボイラーですとか、酸欠ですとか、それから処理技術、それらの資格要件があると。現在は、資格については、1種類につきそれぞれ2名ずつ資格所有者がおりました。所長が退職することに伴って、残った職員でこのし尿処理の生物処理、要するにp hを中性に持っていく生物処理をして、それで一定の基準をクリアして放流するという作業を日夜行っているわけですが、その業務を所長が退職してもきちっとできるような体制をとるように、1年以上も前からもう退職するということは予測できていることでありますし、そのように、残る職員にもそういう気持ちで今持っている所長の技術的なノウハウ等を取得するようというお願いをしてまいっております。

その状況を実は何度か試験をさせてもらいました。本当に所長がいない状況の中できちっと生物処理ができるか、放水する水質に問題があるのかないのかというようなことも含めてテストをさせていただきました。しかし、残念ながら、残った職員では不測の事態、いろいろ、ご存じのように、下水道が普及されている間、簡易水洗に一般家庭が移行してきて、運ばれてくるものの質が年々変化してきているというような状況などがありまして、生物処理が非常に難しくなっているという状況がずっと続いていました。そういうようなことから、残った職員では対応ができないと、一定のテストをやらせていただきましたけれども。

というようなことがありまして、これは、その処理の可能な業者さんをお願いしなければ、16年度以降の処理というのは自前では難しいという判断をさせていただきました。

では、今いる5名、うち1人は退職します。4名の職員はどうするかということになりますけれども、1名は——このうちではありませんけれども、1名は、今、焼却処理場の体制をとっているように、役場の職員が管理すべき人間をそこに配置するというので、運転管理に関する大所高所、それから事件、事故があったとき

の責任体制というものは、その管理者にきちっとやってもらおうと。運転業務については、この4つの資格を持っている業者さんをお願いしたいというふうに考えております。

そうすることによりまして、今いる職員は正規の職員でありますから、業務が変わったといっても、あしたすぐじゃあなたは役場へ来なくていいですよということではできませんので、それは配置がえで別の業務に当たっていただくということを今考えております。その後の運転業務をこの生物処理がきちっとできるという業者さんをお願いすべく、今回このような運転業務に関しては1,680万円、これを計上させていただきますという内容でございます。

委員長 14番。

14番 一応わかりました。

そこで、今のお話伺いながら考えたんですが、水洗化がずっと進んでいきますよね。いずれはこのセンターも廃止ということになると思うんですが、どの辺までこの処理センターを運転なさることになるのか。なかなか難しいですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策 答えいたします。

課長

いつまで衛生センターを運転するのかという内容ですけれども、当然郡部もありますし、町内すべてが下水道になるというふうには考えることはできないと思います。そうすると、量こそ、大きくはやはり減ってはくるとは思いますけれども、必ず収集してあの施設を使って処理をするということは、ちょっとここで量がどうなっていくというのは、またかなり難しい問題になりますけれども、あの処理場を使わなくなるというようなことはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございますか。

9番、松岡委員。

9番 今、田宮委員の質問にもあったですけれども、この人件費というのは非常に高いと思うんです。15年度で1人当たり600万円ですよ。それから、16年度では558万円です。小さな会社の社長並みの給料ですよ。こういうふうにして、こうやって随意契約というか委託をすると、やはり何か変な疑惑を生じるということはあるわけですから、ここらあたりやはりもっと厳しくすべきだと思いますね。

今民間の企業で500万円、600万円の給料をもらうというのは、やはり小さい会社では聞かないです。私は360万円ですから、私の給料は社長でも。

そういう線から言っても、ちょっと公務員並みという考え方かもしれませんが、これはやはり優遇し過ぎるんじゃないかならうかと思います。もう少し、やはりあたりの企業の状態を見て委託料の計算もすべきだと、こう思いますが、いかがですか。

委員長 助役。

助役 実は、この委託経費を予算化するに当たって、今の状況を調べた経緯がございます。役場職員でやっていたら四千数百万円人件費がかかります、人件費だけです。

これは今1,680万円の予算計上になっています。これは、役場の職員と比べて、しかもなおかつ今現在5人でやっていますから、それを役場の管理職1人含めて今度は1人減らして4人の体制で行うという内容、それから、積算に当たっては、参考見積もり等をいただいたところをベースとしておりますけれども、今、松岡委員がおっしゃるように、これはきちっとした競争入札に付したいと思っております、これから。

それで、その競争に参加する業者さんが、自分の会社の経営努力でもってどれだけ下げただけかというのは、札を見ての結果にならうかと思うんですね。それは、どこまで下げられるかというのは、結局この運転業務というのは、機械は役場のものですから、人件費相当額ということになってくると思うんです、札を入れる積算のベースとなるものは、その辺は、業者さんの経営努力というものを尊重したいというふうに考えております。

役場の方からとしましては、できるだけ1円でも安い方がいいわけでありましてけれども、会社は会社の経営方針なり基準なりがあつて見積もりの積算をしてくるだろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 9番。

9番 いろいろと競争入札とか何とかと言われてはいますが、この会社をつくった経緯は、後ほど助役なり町長なり説明してもらえれば、皆さんわかっただけだと思うんですよ。それだけに、今現在はずっと随意契約でやっていますけれども、それにやはり不公正のないようなそういう契約の仕方をしてほしいと。この

会社をつくったときの経緯から見て、数社でもって争わせるということはちょっといかなものかと思うわけですが、そういった少しでも疑惑を持たれるような契約の仕方であってはならない、その点を十分注意してこの業務に携わってもらいたいと、このように思いますが、いかがですか。

委員長 助役。

助 役 運転業務に関しましては、これから業者が初めて16年度から決まるということでございます。

し尿の収集につきましては、今受託している会社、先ほどちょっと調べさせていただきましたけれども、この会社の創立が昭和39年だそうであります。そのときに、当時の創業者が私財を投じて、あるいはそれまで自家処理といたしますか、をやっていたものを従来の形であってはならないというような行政側の考え方もありまして、この収集委託業務というものを引き受けていただいたと。以降、経済の成長期にあつて、私が聞いている範囲では、当時は一般の方々に彼は見向きもされなかったという状況があつて、いろいろ社員を確保するのにも非常な苦労があつたということをお聞きして、ああそうだったなというふうな思いがあります。

現在は、お聞きしますと、パート、それから臨時の職員も含めて、町内にお住まいの方を採用して、全部で四十数名、50名近い社員を抱えて、し尿あるいはごみ、先ほどから議論をされていたごみ処理の業務を行うに至っているということであり、当時の創業時代から相当ご苦労があつて今の会社に至つたということであり、本来は、この業務は町の責任で町が直接やるべき話であります。し尿もそれからごみも。それが、やはりそういう会社の経営努力があつて、役所の職員と、先ほどじゃ役所の職員の給料も下げればいんじゃないかという議論もありましたけれども、民間業者に委託することによって、やはり賃金格差があつて、直営でやるよりは安く、しかも効率的に運営をしてきていただいているという状況であります。

特にごみもそうでありますし、し尿もそうでありますけれども、委託の料金の根拠、このことについては、今ご質問者が以前にそういうご指摘があつて、きちっと透明にしておきなさいと、それからあるいはきちっと精査をして、それから皆さんにお示しできるような形をとっておきなさいというようなことがあつて、それ以降、今回お示したような内容で、どういう積算根拠に基づいてこの委託の金額が決め

られているかというようなことも、それ以降、今までご指摘いただいたことに配慮しながら事務を進めております。

我々は、先ほど町長も答弁をされておりましたけれども、やはり基本的には、今私たちが望む業務を確実に、適正に、しかも1円でも安くということであれば、その業者をお願いしたい。ただ、やはりもう一步下がって考えなければならないのは、やはり地元業者、これだけの従業員を抱えている業者、それが競争原理だけを働かせて、町外の業者に持っていかれるということはどうかということも一方では考えておかなければならないのかなというふうに思います。

それらを勘案して、これまで随意契約、ごみの方は、48年当時は競争入札を1回はやっているそうです。それ以降随契という形をとってきておりますけれども、これも、なるべく今言ったことを配慮しながら、競争原理が働くような手法がとれないかどうか、もう一度検討して仕事を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 他に、5目。

16番、竹田委員。

16番 この4つの資格を持っている業者にということだったんですけれども、ある程度、4つのこの資格を持っているかどうかというのは、どこに聞いたのかわからないんですけれども、ある程度、業者に委託をしようかなという考えの中で、この資格を持っているかどうかというのは前もって聞いていたんですか。

委員長 助役。

助役 4つの資格を有するというのは、これは運転管理に関することでもあります。この業者をこれから決めるということでもあります。それで、厚岸町の指名願いにこれらに関する指名願いが上がってきています。その会社がどういう資格を持っているかというのは、その指名の願いの中に書かれています。この4つの資格をクリアしているところから選んで指名競争をするなり何なりという競争原理が働いてくるということでもあります。

委員長 16番。

16番 そうしたら、前もって公募というか、そういう形で入札に参加できる業者に対しては、説明というか、通達はなされていたということですよ。これからじゃないでしょう。

委員長 助役。

助 役 すべてはこれからであります。

委員長 16番。

1 6 番 今回のこの競争入札で決まったとしたら、委託期間というのは何年とかという形で、どのように考えていますか。

委員長 助役。

助 役 これは、実際の予算というのは単年度主義というふうになっていますから、1年間ということになります。

委員長 16番。

1 6 番 じゃ毎年毎年入札でということによろしいんですか。

委員長 助役。

助 役 そのように考えております。

1 6 番 わかりました。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 なければ、先へ進みます。

ここで、恐れ入りますが、121ページをお開きください。

121ページ、民生費7目社会福祉施設費で、12番、谷口委員の質問に対する答弁が保留されております。担当者からの答弁ができることになったということでございますので、ここを進めます。

町民課長。

町民課長 昨日、答弁を繰り延べさせていただきました社会福祉施設費、地区集会所の管理委託の当初からの経過についての内容につきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

それで、現在使っております厚岸地区集会所条例は、平成13年度に全面改正をさせていただいているものでございまして、この前進になりますものが昭和54年2月に条例として制定をされたものを平成12年度まで使ってきておりました。54年に制定をいたしました条例そのものに管理委託、それから管理委託に係る費用の負担という条項がございまして、これは、現行条例と何ら変更のないものでございます。

したがって、委員からお話のありました、いつからやっているという話につ

きましては、昭和54年度から地区集会所の管理委託について、地域におけます公共的団体でございました自治会に委託をして管理していただくという手法をとっているところでございます。

私ども資料をいろいろ探ささせていただいたんですが、54年当時からの管理委託に関する書類がございませんで、昭和56年4月に委託契約をさせていただいたものが一番古いものでございました。大変申しわけございませんが、昭和56年の資料でお話をさせていただきますと、当時、片無去、若松、それから真栄、住の江の4地区集会所は、真栄地区集会所が月額5,000円の委託金額、それ以外は月額4,000円で委託をするということで契約を結んでおります。

それで、同じ年の6月には、白浜地区集会所が同じく月額4,000円で委託をするということございまして、昨日も答弁させていただきましたが、平成2年4月にこの月額委託金額の見直しをして現在に至っているということでございます。それで、委員の方からお話のありました、役場におけます高卒初任給の水準金額の話がありますが、昭和54年の金額は7万6,600円、それから平成15年の高卒初任給の給与が13万9,500円でございます。

委員長 12番。

1 2 番 一つには、この施設ができてから利用状況も変化していくわけですよ。それで、たまたまこの間は、真栄地区集会所が当初との使用形態が大分変わってきているというようなことから、2万円を1万円というような話になっているんですけども、この資料を見ますと、真栄地区集会所は5,000円になったり1万円になったり、今度2万円になって今度1万円という動きはあるんですけども、例えば、ほとんど地域の人以外はもう使えない施設ってありますよね。それと、市街地の便利なところにある施設は、その地域の自治会に委託をしても、自治会以外の方が結構使う回数が多いという場合がありますよね。

そういう使う量がすごい差がある、そういうことに対しては、やはり一定期間で見直しをする、それから施設の老朽化等によっても、当初使っていたようには使えないとか、さらにいい施設ができると、次の施設は使うけれども、今までの施設は使わなくなってくるといういろいろなことで出てきますよね。

それと、今度は、下水道が整備されていくということになると、やはり管理の上で非常に大変になってくるのではないのかなと。今までのように、うちの施設は古

いから、冬の間は例えば水道施設は残念ながら使わないで置いてほしいとか、こっちの方は使わないでいただきたいとか、そういう使い分けなんかもできますけれども、今度、下水道になるとそういうわけにはいきませんよね。トイレを全く使わないなんていうわけにはいきませんから、そういうことを考えると、管理人の負担も、今までとまた変わってくるのではないのかなというふうに思うんですけども、そういう点ではどういうふうに考えているのか、それをもう一度お尋ねをいたします。

委員長 町民課長。

町民課長 委員おっしゃいますように、地域におけます集会所の利用のされ方、それから市街地におけますいわゆるふくそう型の、自治会とか地域だけではなくていろいろな団体が利用されるという利用形態のあり方、おっしゃるとおりで、これは、集会所が設置された当時からそうした傾向は強いんだろうというふうに思いますが、ただ、おっしゃられますように、例えば福祉センターが新しくできましたが、料理講習に関しては、新しくできたあみかの施設でできるだとか、いろいろな新しい施設ができることによって、これまで地域の集会所が果たしてきた役割そのものも、利用者の選択肢の中では変わってくるということについても、お話のとおりだというふうに認識をしております。

それで、下水道が整備されてきた段階の管理のあり方でございますが、今現在も簡易水洗方式をとっている施設がございまして、そこは、いわゆるトイレを使用されたときに水も同時に使わざるを得ないという状況でございまして、ここは、凍結防止用の暖房を設置をしております。それで、利用される方、特に管理をお願いしている管理人の皆さんに、業者に対してこういう注意をしてほしいということも毎年お願いをしながら、凍結防止用の暖房器具を利用することによって、簡易水洗の施設そのものを現在も維持しているところであります。

下水道が整備されました段階でも、同じ手法で維持をしていかなければいけないというふうに思っているところでありまして、これは、現時点でそのことによって特別大きな負担を管理されている方にかけているという状況ではございませんで、ただ、あくまでも凍結防止の暖房器具なものですから、トイレ全体を暖めるとかというのではなくて、なるべくついている熱効力のダイヤルをこれ以上上げないでいただきたいという、いわゆる電気代がかかるものですから、電気暖房なものですから、電気代が最低限で済むように、そして凍結を防止できる最低限の機能を維持

していただくということを管理の方をお願いをして、現在維持をしていただいているところでありまして、下水道整備がされた段階でも同じような手法で管理をしていける、そのことが委員、心配されますような特別大きな負担だというふうには思っておりません。

委員長 12番。

1 2 番 やはりそうはいつでも、そういう整備をしていて、管理を任されている人の負担というのは大きいと思うんですね。

それと、話に聞くと、地域によっては、やはりなかなか手がないと、さっきの漁村センターもそうでありますけれども。そういうことから、自治会で一部上乘せをして管理人の方に引き受けをしてもらっているという例もあるというふうに聞いているんですよ。

ですから、やはり一定の仕事の集会施設ごとの利用状況だとか、管理の仕方だとか、そういうものをきちんと調査なさって、その上で見直しをできるものは見直しをする、こういうことが大事ではないのかなと。今の時期、なかなか引き上げをしるというのは何か言いづらいみたいな雰囲気になってはいますけれども、こういう場合はそういうことにはならないんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

ですから、町民の大事な財産がそういう管理人の本当に努力で管理維持されていくということに対しては、やはり一定の配慮をしていくべきではないのかな、見直しを含めてやるべきではないのかなというふうに思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 昨日も7番委員さんからお話ありがとうございました。谷口委員さんおっしゃられるように、郡部の施設の利用の状況、それから市街地におけます利用の状況、非常に大きな開きがある。もっぱら地域の利用だけで済んでいるところというのも実際にございます。私どもも、行政機関が地域住民のためにいろいろな事業展開のために地域におじゃまをして、その施設を利用させていただくということはもちろんございますが、それから、選挙事務なんかにも、そこを投票所にして地域の方々が投票するということの利便を図るということも実際行われておりますが、それ以外を除きますと、ほとんど地域だけの利用だということも散見されるわけがあります。

そういう意味で、昨日もお答えを申し上げましたが、集会所の管理のあり方の全体検討の中で、そうしたのもぜひ研究をさせていただく、実態がどうなっているんだろう、それから実際に管理委託をしている自治会の皆さんのご意見、それから自治会が選任をされていらっしゃる管理されている方のご意見等々も含めて、今後研究をさせていただきながら、全体的な見直しというものもしていかなければいけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 12番。

1 2 番 これは、町民課が所管する集会施設ですよね。それで、やはり検討される場合は、農林課や水産課、あるいは教育委員会を含めてやっていただかないと困ると思うんですよね、そういう点で。それで、そういう見直し等に相当時間がかかりますか、検討するのに。

委員長 町民課長。

町民課長 先ほど委員の方から委託料の引き上げの問題も含めてのお話がありましたが、実は、町民課の所管します第2次財政改革のプログラムの中でも、地区集会所の管理委託に関する見直しということが一つテーブルに乗っております。それから、地区集会所の管理経費について、これも見直しをできないかということで、これは何を目的にしていますかと申し上げますと、いわゆる町政執行方針の中にもございますように、協働のまちづくりという視点の中で、地域の中でこうした見直し、こうした見直しといいますのは、費用の負担のあり方について、同じ立場で議論をさせていただけないかということがテーマであります。

これは、実現できるできないというのは、地域の理解度の問題というものがあまして、1年、2年でできるというふうには私どもも思っておりませんで、地区地区の施設の規模の問題、それから先ほどお話がありました利用実態の問題等々含めて、一つに並べてよーいドンで進めるものではないという認識では私どももおります。

そういう意味で、これから地域に入っているいろいろな議論をさせていただこうという中での全体的な見直しの構想を私どもはこう思っておりますというものもきちっとまとめた中で、地域に入らせてほしい。その場合に、委員おっしゃられるように、現在公民館でありますとか、いろいろな施策の中で施設が、漁業は漁業の立場でつ

くられている、こうした全体的な施設のあり方についても、当然構想の中で相互に協議をし、法律的にここは無理ですよ、いわゆる公民館分館というような施設もございますから、そういう意味で、同じテーブルに乗せられるかどうかという検討も含めてやっていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

委員長 それでは、社会福祉施設費を終わります。

169ページをお開きください。

休憩します。

休憩時刻 13時47分

委員長 再開します。

再開時刻 13時51分

午前中に14番、田宮委員さんからありました資料が出ましたので、先ほど質問途中で保留になっておりましたが、この資料を見た上で改めてということでございましたので、よろしく願いをいたします。

14番、田宮委員。

14番 今ごみ処理にかかわる人件費及び人員配置というのが訂正になりました。数字の訂正がありましたね。数字の訂正が最初からこうなっていれば、特にここでどうこうという問題ではなかったわけなんですから、今さら質問にはなりません。

どうも、委員長、すみません。

委員長 それじゃ、よろしいですか。

14番 はい。

委員長 それでは、4目もこれで終わります。

それで、177ページをお開きください。

進めてまいります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ありませんか。

9番、松岡委員。

9番 前年度に比較して934万9,000円の増ですが、これは、事務局に1人常駐させるということで、この人件費と見ていいんですか。

委員長 農業委員会事務局長。

農委 すみませんけれども、再度お願いしたいと思います。今、人件費の増ということ

事務局長

でご質問ありましたけれども。

委員長 はいどうぞ、9番。

9 番 前年度に比較して、農業委員会費は934万9,000円多いんですよ。これは、事務局に職員を1人常駐させたということで、その分の人件費と見ていいんですかと聞いた。おわかりですか。

委員長 休憩します。 休憩時刻 13時54分

委員長 再開します。 再開時刻 13時54分  
行財政課長。

行財政 事業費分の人件費ということで、180ページに、実は、投資的事業を含めてやる  
課 長

部分、職員の人件費を一般職給から事業支弁の人件費ということで振り分けするんですけれども、実は、今年度糸魚沢、若松地区農用地集団化事業がスタートすると。これは金額的には少ないわけでございますけれども、そこにやはり1人の事業職員として、今まで農業委員会では2名の職員がおりますけれども、それを一般職給の方から1人、事業費の方に回していただいて、ここで予算措置したということでもありますので、ご理解を願いたい。

ですから、人がふえるということではございませんで、ご理解を願いたいと思います。

委員長 9番。

9 番 わかりました。そうだろうと思ってただ質問しただけなんですけれども。それで、今出てきた糸魚沢、若松地区農用地等集団化事業125万円見ているわけですが、この事業の内容を説明してください。

委員長 農業委員会事務局長。

農 委 この事業につきましては、歳入のときにも答弁いたしましたけれども、平成16年  
事務局長

度より事業が開始されます。

とりわけ今年度は、推進計画ということでございます。それで、平成17年、18年、19年、この3年間をもって事業を遂行するという内容でございます。

委員長 9番。

9 番 事業の内容を教えてくださいと言っているの。どういことをやるの、農地を整備す

るの、それとも高規格道路にするの、そこを具体的に教えてくださいよ。

委員長 農業委員会事務局長。

農 委

この事業につきましては、糸魚沢、若松地区の交換分合事業でございます。

事務局長

(「土地の交換分合」の声あり)

農 委 はい。それで、面積等につきましては、これから推進計画の中で検討させていた

事務局長

だきます。

委員長 9番。

9 番 おおむねどのぐらいの面積になるの。全然面積もわからないで推進計画立てると  
いったって、立てられないでしょう。

委員長 農業委員会事務局長。

農 委 面積的には、約1,200ヘクタールほどになります。これを1ブロックでやるか、

事務局長

ブロックを分けて施工するか、推進計画の中で検討させていただきたいと思っております。

委員長 9番。

9 番 今現在、この地区はあれですか、自分の所有地が分散していると思うんだけど  
も、かなり分散が激しいわけですか。

委員長 農業委員会事務局長。

農 委 去年の2月に調査いたしました。その結果、私、歳入のときにもちょっと言いま

事務局長

したけれども、現在18人の農業の方がいます。それで、10人の方が今賛同をいただ  
いております。あとの残りの8名ですか、この人方につきましては、反対ではない  
ということで、ただ、後継者がまだいないので、今まだはっきり結論が出ないとい  
うことでございます。

その中で、現在土地の分散している人、最大値13カ所ぐらいの方がございます。

以上です。

委員長 9番。

9 番 昔からあそこは、交換分合とか何とかということをも農業委員をやったことあるから覚えているんですけども、非常に難しいんですよ、あその土地。ひとつそこに重点的に、ここに農業委員の方もおられますが、あれして、あの地区の振興のためにひとつ頑張ってくださいたいと、このように思います。

委員長 よろしいですか。答弁は。

9 番 いいです。

委員長 いいですか。

他にございますか、1目。

(なし)

委員長 なければ、先へ進みます。

2目農業振興費、ありませんか。

12番、谷口委員。

委員長 12番。

12番 酪農支援センター建設事業、これは何か農協がやるというふうに聞いているんですけども、この事業の内容について詳しく説明していただきたいです。

委員長 農政課長。

農政課長 酪農支援センターの中身について説明をさせていただきます。

現段階ではまだ仮称の段階でありますけれども、太田農協が今年度建設を予定しているものでありまして、昨年5月に厚岸農協と太田農協が合併をした、そのときの合併条件というか、両組合から強い要請をいただいた施設でありまして、この中身につきましては、現在、合併前にそれぞれの農協が牛乳の出荷施設を持っていたわけでありまして、その施設をまず、この太田の農協のあの場所に1カ所に集約をしよう。

それから、もう一つは、現在、乳検組合、これは農業共済組合の厚岸支所の中に現段階では間借りをしている団体でございますけれども、これを一つの建物に集約をする、そういうことによって、牛乳の生産コストの低減を図ることができますし、また、この団体の有効な活動ができ得るということを目的としているわけでありまして、この施設の規模につきましては、建物は木造の平家でございますけれども、194平米、60坪の建物として今計画をしているところでございます。

それから、事業費につきましては6,000万円、これには建物とそれから牛乳の体

細胞を調べる機械、体細胞数を自動的に測定する機械でありますけれども、これが入っているわけでありまして、合わせて6,000万円の事業費であります。これには、当然設計費等も含まれた金額になろうかというふうに思います。

そういったことで、この財源としては、防衛調整交付金を充てさせていただくということで、現在取り進めをしているところでございます。

委員長 12番。

1 2 番 そうすると、何かイメージがぴんとわいてこないんですけども、この施設は出荷施設と言っていますよね。それで、牛乳というのは、一般的には集荷して歩くようになっているわけではないんですか。どこかに一回集めて、それをもう一度、2段階でどこかのメーカーに引き取られていくという方法なんですか。一戸一戸集荷をして歩く、それがメーカーに行くわけではないんですか。

それで、もう少し具体的に説明していただきたいんですが、もし簡単な資料があれば出してほしいし、この平家でできたものに何と何と何ができて、それは農家のためにどういうふうに役立つのかということをもう一度説明していただきたいんですが。

委員長 農政課長。

農政課長 まず、資料についてでありますけれども、特に詳しく概要を説明する資料は現在では作成をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、先ほど出荷施設というような言い方をしておりますけれども、大きくは、牛乳の集出荷施設として大きくとらえての言い方でありまして、実際は、ご承知のとおり、それぞれの農家からバルククーラーからタンクローリーで集荷をしております。今回つくります支援センターのその場所に、いろいろな牛乳の成分だとか、そういったもののサンプルをまずとりまして、そこで簡易分析を行う、牛乳工場で検査をする事前の簡易的な検査をする、そういうのが一つは牛乳の出荷施設の大きな仕事でございます。

この簡易検査によりまして、例えば抗生物質が牛乳の中にもし入っていたら、すぐタンクローリーが工場に着くまで、即連絡体制をとると、こういう大きな役割もしているわけでありまして。その中で、いろいろな乳成分だとかそういう部分もある程度の部分は検査をする施設でございます。

それで、ここの施設の中には、この検査所に勤務する事務室、それから検査室、

それからサンプル等を保管する部屋です。こういった施設がこの出荷施設というか、もともとクーラーと言っておりますけれども、その施設になるわけでありまして。

先ほど言いました体細胞を検査する機械、これもかなりの金額になるわけがございますけれども、この機械も検査室に設置をするという内容であります。

それから、もう一つは、乳検の施設でありますけれども、これは、農家の牛乳を1戸ずつ定期的にサンプルをとっていろいろな分析をして、そしてデータとして保管をして、それを牛乳の生産、乳牛の改良、そういった部分に活用するデータにする検査というか、データ集めということになるかと思っておりますけれども、ここには、事務室的なもの、また同じ事務室的なもの、職員の方が現在は3名ほどおられますけれども、その方々が事務をする部屋と、それからさらにはそういったデータを集めたサンプルを置く部屋、それともう一つは、両方で使えるような会議室を設ける。この会議室は、これからこの予算が議決いただければ、それに基づきまして防衛庁の認可をとりながら設計業務に入るわけですが、その正確なものというのは現在まだ固まってはいない状況でありまして、私どもも、そのきちっとした、どの部屋が何平方メートルになるのかというものは現在のところはまだ、総枠の面積は押さえておりますけれども、押さえていないのが状況でございます。

それともう一つは、この2機関のほかに例えば農家の婦人の団体であります農協婦人部だとか青年部、これらの団体が会議を行うというような会議室の利用の方法も検討をしているという状況であります。

委員長 12番。

1 2 番 申しわけないんですけれども、防衛庁の認可をとるのも大事なんですけれども、厚岸町の町民がわかるようなものでないと、認可もとれないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、今だんだん話を聞いてきて、何となくああそうかというふうにわかってきたんですけれども、結果的に、集荷をしますよね、各戸から。各戸した集荷したサンプルを検査する施設なんですか、出荷施設というのは。そういうふうに理解していいんですか。そういうことを一般の人がわからないと、ただ出荷施設と言ったってわからないですよ。だから、この施設に別に集めてきて、そこに一時保管するというものではないんですね、さっき言いましたけれども。

そうすると、一つは、そうやって集めてきた個々の農家から集荷してきたサン

ルをそこで検査をして、大丈夫か大丈夫でないのか、出荷してもいいか悪いかをそこで決めて、そして出荷をします。要するに、1つ関所があるんだというふうに理解していいんですか。そのためのものなんだと、この出荷施設というのは。

それと、乳検というのは、それぞれの農家の状況をきちんと調査して、その農家の乳質だとかそういう改善のための乳検の組合がやる、それを一緒に施設で業務を行うということ。そこにはそれぞれ人が配置されるけれども、そういう形で、一つの施設の中でそういう業務をやっていくというふうに理解していいですか。

委員長 農政課長。

農政課長 基本的には、今言われたような内容のとおりであります。この牛乳の検査室、それから乳検の検査室等については、別々のものであります。

それから、出荷のための先ほど関所とおっしゃられましたけれども、正確には、そこでサンプルをとって、もう既にタンクローリーは牛乳加工工場へもう出発をしております、それと同時に、簡易的な検査をぱつとやると。もしそこで異常があれば即連絡をとって、牛乳工場のタンクに入れないように、損失を最小限にとどめるという、そういったシステムになっております。

それで、本格的な検査等については、外部団体に検査を依頼をしております。

委員長 12番。

1 2 番 これは、そういうことで、太田のどこに今建設、農協の近くと言いましたか、農協のどのあたりになるのでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 場所につきましては、ほぼ決定だと思いますが、現段階では、農協に向かって左側、農協のスタンドがございまして、その中間あたりの道道側というふうな位置で今計画をしているところでございます。

委員長 4番、小澤委員。

4 番 町政の執行方針の中にも、大きく農政のいわゆる目玉と言うべき事項が載っております。もちろん酪農支援センター建設、これも含まれているわけでありましてけれども、「町営牧場は、育成牛飼育部門の分業化を担い、町内酪農家にとってはなくてはならない施設であります。預託需要に安定的にこたえていくことが農家の経営安定に資することから、別寒辺牛団地の草地整備と諸施設の整備を図るため、本年度から新たに道営公共牧場整備事業に着手します」、これが農政の一

番大きな目玉だと、このように思うわけでありますけれども、いわゆる厚岸第2地区道営公共牧場整備事業、これは新規でありますけれども、この事業内容についてちょっと具体的にご説明いただきたい、このように思います。

委員長 農政課長。

農政課長 ご質問ありました別寒辺牛地区の道営公共牧場整備事業、この中身につきましては、予算説明資料ということで、事前に2枚つづりのものをお配りさせていただいておりますので、それをごらんいただきたいというふうに思います。こういう表でございます。

事業の中身でございますけれども、この町営牧場は町内3団地に分かれていますけれども、そのうちの別寒辺牛地区団地、これは約460ヘクタールほどある団地でございますが、これについて、最終的には昭和63年に整備事業を入れまして、草地の更新等を行っておりますが、やはり定期的な草地の更新で牧草地の活力を高めなければならないということで、まず草地の整備を実施をしようということで、この一番上の草地造成改良というふうになっておりますが、これは2ヘクタールということで、これにつきましては、現在排根線、開墾をするときに伐根等をおっつけました排根線というものがあるわけでございますが、それを崩して草地にするというのが、これが2ヘクタール計画をしております。

それから、草地整備改良として137.8ヘクタール、これは通常の草地の更新ということになるかと思えます。

それから、1つ飛びまして、道路等の整備ということでございますが、これについては、裏の方に模式図をつけさせていただいておりますけれども、上風連大別線、ちょうどアンドウさん宅の向かいから真っすぐ牧場の中へ向かっていく道路の一部でございますが、この改良を、幅員が現在3メートル程度しかございませんので、非常に車両のすれ違い等に支障を来すということで、3メートルのものを有効幅員で4メートルにしようということで、砂利道で改修を予定しているところでございます。

それから、用排水施設でございますけれども、6,200メートルと書いています。これにつきましては、この別寒辺牛団地は、当初国営事業で開墾いたしまして、その後、道営事業により隣接地を開墾をしております。それで、雑用水の系統が国営の系統、それから道営の系統と2系統になっているわけでありまして、最初につく

りました国営の雑用水施設が、これがほとんど使えない状況になっておりまして、道営事業等で作りましたものと連結をしてこれまで使っていたわけでありまして、けれども、これを今回きちっとした形で整備をしようというのが一つの計画でございます。

それから、その下でありますけれども、牧場基地等基盤整備ということですが0.5ヘクタール、これはちょうどこの道路改良をした突き当たりの部分に受け入れ施設等の基地を造成しようということで、この下ごしらえをする部分の事業でございます。

それで、ただいま申し上げましたのは、基盤整備事業ということで、基本的な仕事ということでございまして、総事業費が3億5,800万円となっております。

それから、その下の利用施設整備ということでございますが、要するに、上物を整備する事業でありまして、一番最初に隔障物整備、これにつきましては、最初にやった国営事業のバラ線がほとんど今まで改修をされてきていないということで、非常に傷みが激しいということで、これを4万メートルの改修を行おうという計画でございます。

それから、3つ飛びまして、衛生管理施設整備ということですが、これは、先ほどの基地整備を行った場所に、受け入れ施設として牛の体重をはかる<sup>ぎゅうこう</sup>牛衡施設という施設であります、そこへはかりを入れまして、入牧をするとき、それから退牧をするとき、それぞれ体重を測定し、記録するための施設でございます。これが1棟、それから、その下1つ飛んで、放牧馴致施設整備ということでなっておりますが、この馴致施設というのは、通常いう牛が放れますパドックで、牛が入牧してからなれるまで、また病牛等の放牧を行う、そういったパドック施設であります。

これは、一応地盤がごちゃごちゃしますので、舗装を計画をしております。さらには柵るいも伴う、そういった施設でございます。

以上がこの上物の利用施設ということで1億2,290万円と、合計のこの事業に要する費用として5億6,600万円ほど予定をしております。

それで、右の方にその財源の内訳といたしまして、この事業は、国が基盤整備の部分については52%、それから利用施設につきましては50%と、それから北海道が基盤が24%、利用施設が25%で、地元負担として厚岸町が負担する分については、

基盤整備が24%、利用施設が25%ということで、一番下の方に枠で組んでございますけれども、厚岸町のこの率の負担でいきますと、1億3,729万円というふうに計画をしている、そういう内容でございます。

事業の期間につきましては、平成16年から平成19年までというふうに計画をしているところでございます。

すみません、ちょっと事業の期間、19年と言いましたけれども、20年までの間違いでございます。失礼いたしました。

委員長 4番。

4 番 事業の概略、内容については理解するわけであります。

それで、別寒辺牛団地、いわゆるもちろん草地更新、これは、あそこの全地域が更新される、そう理解していいわけですね。

委員長、牧野関連するほうまでちょっと踏み込むかもしれませんけれども、ちょっとお許しいただきたい。

これは、別寒辺牛団地460ヘクタールですか、これがあそこの地域が全部草地更新、整備される、あの地域はね。だから、総体的に見て、町営牧場のいわゆる大別団地を含めまして、草地更新の時期に来ているのでないだろうか、このように思うわけですね。やはり草地更新というのは、我々酪農家でありますと大体10年。10年くらいでもって年次別に更新していく。10年たったらまたもとへ戻るといような形で更新をしておるんですね。そのときに、草というのは、1回まいたらいつまでもいいというもんじゃないんですね。古くなってきて、永年草地化してくると、草の成分というものはおちる。量的には確保されても、やはり食べている中の内容によって全然違うんですね。だから、草地更新というものは1回したらいいというものではなくて、継続的にずっと続けてやっていかなければいけない、これが酪農家の使命なんですよ。

例えば、物を言わない動物が、じゃどこへ行って草を食うか、野に放れているシカを見ると一番わかるんですね。永年草地化したところには余りいないんです。新しい畑、新しい畑とあのシカが来るんです。それだけやはり草の質というものは、食べたその時点で全然味が違うんでしょうね。

そういうことで、うちのこの事業でもって別寒辺牛団地は改良される、そのことは理解できるんですけれども、あと残った大別団地を含めまして、あとの町営牧場

のいわゆる更新の計画、当然立てなければいけない、こういうように思うんですね。

道内の公共牧場、その中で、厚岸の町営牧場というのは、全道的に見ても優等生だそうです。それだけ高く評価をされている牧場ですよ。やはりもちろんそれなりの牛の生育状況、非常によいと言われているんですね。そのことによって、今、太田農協が毎年取り組んでいる事業、順調に成果を上げてきている。やはり基礎牛をしっかりと育てているからそういう結果が出るんだらう、このように思うんです。

そういうことで、今後もそういう更新というものも、大別団地を含めまして全地域にあって、やはりこういう事業というものは続けていただきたい、これが我々酪農家の切なる願いなんですね。

それで、前にもちよつと議論したことがあるわけですけども、やはり酪農家の預託需要にこたえるべく、そういう施設整備というものをさせていただきたい。それで今、いわゆる酪農が大型化してきますと、労力的には限りがあります。なるべくやはり若い牛はそういう公共の施設に預託をして、そこでまた飼育していただく、これが非常に大事でないだらうかな、そうしなければ、我々酪農家というものはなかなか大変でないかな、こう思うんですね。

そういうことから、太田農協がいわゆる今現在初めております保育事業、これが大変好評なんですね。施設の整備もよくできている、施設の内容もいいのかもしれない。あるいはまたそこで働いている従業員の努力もすばらしいものがある。

そういうことで、私ども自分自身が育てている牛、それよりか2カ月ぐらいは生育が進んでいると、こう言われているんです。非常に高く評価しているんですね。だが、農協の施設にも限りがあります。預けたくても預けられない、数に制限ありますからね。

そういうことから、今後こういうことも町営牧場として考えられないのかな、こう思うんですね。今後やはり厚岸の1次産業振興のためにも、そういうことも考えなければいけない時期に来ているのでないのかな、このように思うんです。それを含めまして、ひとつご答弁を考え方をお聞かせいただきたい。

委員長 農政課長。

農政課長 お答えいたします。

この草地の更新というのは、おっしゃられるとおり、非常に酪農にとって大切な仕事のひとつではないかというふうに私どもも思っております。そういうことで、こ

れまで町営牧場は、定期的にいろいろな公共事業を導入いたしまして、草地の整備を進めてきているところがございますけれども、今回この草地整備の予定として137ヘクタールということで上げさせていただいておりますけれども、これは、この地区の全団地ができる事業量ではございません。この団地につきましても、何年か前には同じような事業で部分的に整備をしてきておりまして、今回は、それを前回やらなかった場所の整備をする予定ということで、それにしても全部をカバーする面積にはなってございません。

これにつきましては、この事業制度上、こういった草地整備の面積が制約をされるという部分がございますので、幾らやりたくても今回はこの面積はこれ以上できないというのが状況でありまして、今後いろいろな事業をさらには検討していく必要があらうかというふうに思っておるわけでありまして。

それから、先ほど大別団地のお話をされておりましたけれども、これにつきましては、平成10年から平成14年まで実施をしております、同じ道営公共牧場の整備事業で、一部は草地の更新を行っております。

したがって、これから将来にわたっては、永続的に事業を進めるという観点では、やはり一定のサイクルを持って更新をしていくという心構えで進めていきたいというふうに考えております。

また、酪農の分業化という一つの中には、先ほど言われました保育の事業があるわけでありまして、これは、既に太田農協さんが実施をされまして、非常に良好な成績を上げているというふうに聞いております。そういう面では、町もこれについての考え方というふうに言われておりますけれども、私どもは、やはり保育事業というのは非常に現在の育成牧場とはまた違った技術が必要ではないかと。非常に、若齢の牛というのは病気にかかりやすい、非常に微妙なそういったものでございますので、かなりの高い技術が必要ではないかと。育成牧場と一緒に形で預託をするというのが非常に難しいというふうに考えているわけでありまして。

そういった面では、太田農協からもそういった要望がございましたので、農協とも話し合いをしているところがございますけれども、我々の考え方は、やはり農協さんには、生まれてからうんと若い低月齢のものをやっていただくと、その後、町が引き受けたらどうだというようなお話をしております、それを現在の育成牛は6カ月以上というふうになっておりますけれども、今後若齢牛の預託への拡大とし

て、3カ月齢から6カ月齢くらいまでの若齢の牛を扱う施設を今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 4番。

4 番 そうすると、別寒辺牛団地、差し当たり今更新するということは、別寒辺牛団地の中でも137ヘクタール、排根線の除去を含めて137ヘクタール、約3分の1くらいですよ、このくらいをやる計画であると。そうすると、その後については、更新ということは考えていない、この事業ではやっていないということですか。

それと、こういう事業というものは、地元負担が24%ですか、やはりこれは、補助事業でなければなかなか取り組めない事業なんですよ。それは上の方もなかなか、銭こないことばかり言っておるわけですから、これは、ないのになおといってもなかなか無理な話かもしれないけれども、当然これは、酪農を続けていく、この牧場を続けていく限り、これをやったからもうこれで終わりということじゃないんです。永久にこれは続けていかなければいけない大事な仕事なんですよ。これは粘り強くこういうことも上の方に向かってやはり働きをかけていく、そういう姿勢が必要ではないのかな、このように思うんですね。

それと、いわゆる保育事業、これについては、今、課長は、非常に危険度が高い、そういう事業であると、だから腰が重いようでありますね。やはり中身、今年の冬、近年まれに見る寒い年だったんですね。その冬期間にあれだけの牛を入れていて、死んだのは2つだけなんです。施設が良かったのか、技術が良かったのか知りませんが、死んだのは2つと聞いています、あれだけいる中で。ほとんど事故がないに等しい、そう言ってもいいというように思いますね。

それにしても、やはり少なくとも、ほ育する乳離れするくらいまでは、もちろん自分の牛ですから、自分のところで生まれた牛の3カ月くらいはやはりこれはやらなければならないと思います。農協にあれだけの施設があるわけですからね。これもちょっと頑張ってもらって、もうちょっとふやしてもらったら大体対応できるんじゃないかなと思うけれども、やはり今現在町が受け入れている牛、あれは6カ月以上でしたか。そうでしたね。せめてもう2カ月ぐらい早めてやって、そういう施設をしてもらう。大体乳離れしてしまうと、3カ月ぐらいで乳離れした牛だったら、やはりめったなことはないですよ、特別風邪がはやらない限りね。そういうことも、今後十分ひとつ検討していただきたい、このように思いますが、いかがでしょ

うか。

委員長 農政課長。

農政課長 草地の更新が満度にできないという、この事情につきましては、制度上の問題としては、草地造成を例えばやった場合は、それに見合う牛の頭数をふやさなければならない、そのことによって、経済効果の比率が出るわけでありましてけれども、それらの数字の問題もあるわけでありまして。また、現在の国の予算の動向等、お金の問題もあるわけでありまして、私どもも、そういった更新の必要性を認識いたしまして、さらに続けてはこういった計画を持っていきたいというふうに考えております。

それから、保育の関係であります、やはり分業化を進めるということが一つのポイントでございますので、これにつきましても、よく農協とも協議をしながら、やれる方向で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。

4 番 はい。

委員長 9番、松岡委員。

9 番 先ほどの谷口委員に関連して質問させていただきます。

この酪農支援センター、総額6,000万円ということだけで、今まで我々にはその目的も何も教えてもらえなかったし、参考資料も出ていないんです。不思議なことには、そんな計画書もあれもないのに、防衛庁にどうやってこれ予算もらうんですか。防衛庁には既に申請しているか何かしているんでしょう。申請もしないでそんな予算なんかつけられるはずないですから。ここらあたりもう少ししてもらいたと思います。少なくとも、議会にこうやって予算を計上するんだったら、計画とか、あるいはそういった資料を出すのが当たり前でしょう。

漁協を見てください。中間育成施設にしても、先に防衛庁のあれをつけたあの施設にしたって、全部計画書が出ていますよ。水産課に来ていますよ。余りにも、その計画書も何もないということであれば、ずぼらだし、ずさんなあれだと言わざるを得ないですわ。このようにぴしっと説明していただきます。

委員長 農政課長。

農政課長 防衛庁との協議につきましては、いろいろな関連する資料をつけながら、防衛庁に要求をしてきているわけでありましてけれども、概要を説明できるという、そう

いう取りまとめの仕方をしていなかったということで先ほど申し上げたわけでありまして、金額的にも非常に大きい事業でありますので、大変おしくて申しわけありませんでしたけれども、いま少し時間というか、あれがかかると思いますが、整理をして出ささせていただきたいというふうに思っておりますので、すみませんけれども、よろしく申し上げます。

委員長 9番。

9番 おかしいですよ、それ。少なくともあなた方、これ、予算には上げているでしょう。何ですか、一体。町長、どう思うんですか、これ。こんなことでいいんですか。

委員長 町長。

町長 ちょっと時間かしてください。今ちょっと答弁調整させたいと思いますので。

委員長 休憩します。 休憩時刻 14時47分

委員長 再開します。 再開時刻 14時57分

助役。

助役 貴重な時間を費やして、大変申しわけございません。

さきの議員の質問に対して、詳細にわたるこの酪農支援センターに関する資料はないかというご質問に対して、お示しできる資料がないというふうに答弁をいたしました。今、この酪農支援センターの建設事業、これは、2農協の合併に伴いまして、現在分散、分離している乳牛検定組合の業務等を集約するという内容でございます。それは、農政課長の説明のとおりでございますが、この事業について、防衛の調整交付金を充当するというので、防衛庁の方に概要といいますか、先ほど言いました場所ですとか、それからそういう今口頭で説明した内容の施設であるという説明をもって、そういう事業であれば、この防衛調整交付金を充当しても構わないというふうに防衛の方から返事をいただいて、予算措置をさせていただいております。

今もう少し時間をいただいて、その概要がわかる書類を今準備させておりますので、若干の時間をいただきたいと思います。

委員長 ここで、委員長から理事者の皆さんにお願いいたします。

答弁に関しましては、少なくとも質問者が、質問者によってそこがあるような印

象を受けるような誤解を招く答弁はなるべくやめていただきたい。それで、今の件に関しても、資料というところでいろいろあることはわかりましたので、そういうようなことが質問者にわかるように、なるべくわかりやすく答弁をしていただきたい。これは委員長からお願いいたします。

町長。

町長 私から一言釈明をさせていただきたいと思います。

酪農支援センターに関しての質疑の中で、私は、公平、円滑な議会運営に私のみならず答弁者すべて心がけておるつもりであります。しかしながら、答弁の中で、質問者から受ける答弁の違いさといいたいまいしょうか、今の資料の提出についてもそうではありますが、今、助役から言いましたとおり、その人によって資料を出せない出すということじゃありません。どうかその点については、十分にこれは我々は心得ておりますし、当然そうでなければならぬことでもあります。

そういう意味において、防衛庁の折衝中の中での膨大な資料、その指導に基づいて、今防衛庁と最終的な打ち合わせに入っているわけであります。そういうことで、農政課長は、ちょっと膨大になるので、資料としてもまだまとまったものでないので、提出できないやの答弁をしたわけでございまして、そういう中で、概要について提出をさせていただきたいということでもありますので、どうかその点、各位におきましては、十分やらせますというということについては、公平、円滑な議会運営に心がけていきますので、どうかこの点ご理解をいただきたいと思います。

委員長 3時の休憩をとりたいと思いますが、今、9番さんの発言中ですから、それで、今、3時の休みをここでとろうと思いますので、9番さん、休憩あけてからにお願いします。

休憩します。

なお、再開はこの後、議員会の総会と林活議連の総会の開催が予定されておりますので、その両総会の終わった後に開きたい、そのように考えております。

休憩時刻 15時00分

委員長 再開します。

再開時刻 16時10分

農林水産業費の2目の農業振興費ですね。そういうことで始めます。

それで、9番、松岡委員からの質問の途中でしたが、先に資料を配ってもらいま

したので、この資料について担当者からの説明をしていただいて、その後審議に入ろうと思います。

農政課長。

農政課長 資料の関係で不適切な説明をして、大変申しわけなく思っております。

それでは、お配りをいたしました資料の説明をさせていただきます。

この資料につきましては、事前に防衛と打ち合わせをした内容から今回急遽作成をしたもので、このような簡単な資料になってしまったことをまずはおわび申し上げます。

それで、資料でございますが、事業主体として、釧路太田農業協同組合、管理主体、同じく釧路太田農業協同組合、受益の戸数は、牛乳を出荷している111戸が受益になります。建設場所につきましては、釧路太田農協、太田5のとおりでございますけれども、太田農協事務所に向かって左側の道道沿いということになります。

次のページに位置図を添付をさせていただいておりますが、一番大きな枠で、建設予定地として書いておりまして、網かけをしているこの部分が建設予定地でございます。

次、事業費につきましては6,000万円、この財源の内訳といたしましては、調整交付金が4,275万円、この負担金と変わっているものは、この中に旅費が7万2,000円ほど含まれております。それから、太田農業協同組合が1,725万円負担するという計画でございます。

事業の目的でありますけれども、生乳検査と成分分析により、搾乳牛の使用管理と生産コスト低減を図る、酪農支援システム事業である乳牛検定業務の効率的な運営と経費の低減を図る、それから、地域の核となる人材育成を図るため、青年、女性部等の会合や研修を積み重ねることができる、こういった施設を整備する。

次に、事業費の算出の基礎でありますけれども、酪農支援センター、これは本体工事でございますが、木造平家195平方メートル、60坪、これに係る経費につきましては、設計費も含めまして3,600万円。それから、2番目といたしまして、牛乳検査機器、これは、牛乳の体細胞の測定器であります。これは一式で2,400万円、合わせて6,000万円というふうに計画をしております。

施設の管理運営計画であります。この施設については、釧路太田農協が施設の管理規定をもって適切に管理をしていくというものでございます。

施設の内容でございますが、酪農支援センター、先ほど言いました、1棟で195平方メートル、生乳検査機器、ホーソーマチック1式でございます。それから、部屋といたしましては、業務関係が、クーラーの事務室、それから牛乳検査室、ここに先ほどの機械が入るわけでありまして。

3枚目に、これは本当のまだ構想の段階であります。こういったイメージというふうを考えていただきたいと思いますが、このような形で図面をつけさせていただいております。一応検査、クーラー事務室が8坪、それからこの検査機器を置く部分については10坪、それから乳検査業務関係、これは乳検査の事務室でございますが、7.5坪程度、検査機及びサンプルの保管場所、これも7.5坪、それから最後に会議室でございますが、16坪程度のものを計画をしております。

したがって、これらの一応予定をしているものについては49坪で、その他玄関、トイレ、ボイラー室等を含めまして11坪というふうに計画しているところでございます。

ただいま説明した内容については、今後実施設計の段階でまだまだ変わる要素がありますので、参考程度としてお受けとめいただきたいと思っております。

委員長 9番さん、よろしいですか。

9番。

9番 わかりました。

ただ、繰り返すわけじゃないけれども、まるっきりつんぼ敷敷において、4,282万2,000円ですか、こういう予算つけたから通せ、賛成せよということでは、ちょっと議会軽視も甚だしいと思うんですよ。やはり最低でもこのくらいのものはつけてもらわなかったら、審議せよといったって審議のしようがないでしょう。

そういうことで、私は、もとの戻ってそういうことであれば、ここで了解いたします。答弁要らないです。

委員長 いいですか。

他にございますか。

8番、音喜多委員。

8番 今までの説明では、主に乳検査が入る予定のようですが、今回の建設に当たっては、これは、いわゆる一時的な、建ててしまったら、あとはこれから毎年の整備等にかかわる経費等については、維持費含めてそういったものは一切ないというふう

に理解していいですね。

乳検の補助金そのものが、昨年からまた減っていますし、今回あたりは減ってきていますから、こういったことで、乳検の方に上乘せをしてまたそれを維持していくという考え方ではないというふうに理解していいですか、そこを確認しておきたいと思います。

委員長 農政課長。

農政課長 通常年の負担については、これ以上増加をするということにはなりません。今回この施設に対する補助というふうに受けとめていただきたいと思います。

8 番 じゃいいです。

委員長 次に、16番、竹田委員。

1 6 番 この酪農支援センターの建設事業に当たっての図面、本格的な図面等について、今どこで設計をなされているんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 まだ正式に防衛庁の方から事業実施について認められておりませんが、事前に釧路太田農協の方で、釧路の設計業者に相談をしているようでございます。

委員長 16番。

1 6 番 事実は、設計屋さんを紹介してくれということで役場の方に言ったら、釧路の何々の設計屋さんですということで紹介を受けたというふうに僕は聞いているんですよ。ほかの農協の方に言って僕、聞いてきました。

というのは、全道の中でも有名な今、太田に保育施設、さっき小澤さんもお話しておりましたけれども、富良野市、新得町、それから別海町、それから4カ所くらい北海道にああいう施設があるんですけども、本当に珍しい保育施設なんですよ。そのいろいろな施設を見て歩いて、地元業者がきちっと設計をしてつくっている。完璧に営業としてきちとなさっている。何ら問題ない。

そんな中で、小澤さんの方で、寒い時期に牛がここで2頭死んだというお話しされていましたがけれども、これは、僕も近くにおるものですから、なぜ死んだのかというふうになると、寒さというよりも3日目になってから保育所に来るんですけども、下痢をしていて体調が悪かったということもあって、実際寒かったからという形で死んでいるというんじゃないみたいなんですよね。それだけ、小澤さんの言うとおり、何というんですか、事業の建物にしては非常に成功しているものなんで

すよね。

そういった珍しい建物の設計もできるのに、役場職員がみずから、どこかないですかと言ったら釧路の業者をたかが3,000万円ちょっとの建物なのに、何で職員が一生懸命今、地元業者を育成するだの何だのと口では言っている、結局、役場の職員の中に、釧路の設計屋を紹介するといった、我々にしてみれば、攻撃的な紹介者だなというふうには受けとめざるを得ない。ましてや建築業界の中の家づくり協会の中でもそういう話、論議もされていると。

そういったことで、そういった情報が流れてくるでしょう。何でそのことを紹介するのか。3,000万円足らずのたかが60坪のものに対して、地元業者をやはり使ってみたらどうかとか、そういうことをなぜ一言言えないのかなというのが非常に僕にとっては残念ですね。

そういうことを、言った言わないというふうになるからそれはいいんですけども、事実それはあるということを受けとめて、以後そういうことのないように、やはり地元業者を育てるということを前提に物事を話しするときも言ってほしいなど思うんですよ。そういう職員がいるということが腹立つんですよ。その辺ちょっとお答えしてもらいたいです。

委員長 町長。

町長 酪農支援センターにつきましては、先ほど来から何度も答弁をいたしておりますが、事業主体は釧路太田農協でございます。太田農協が業者を含めて決定するわけでありまして、厚岸町といたしましては、やはり地元企業の育成という姿勢の中で入札を、また指名を行っておるわけでありまして、どうか地元企業の育成、今日の公共事業が減少する中で、本当に特に建設業界は大変な時代を迎えておるわけでありまして。

そういう中で、公正、公平な中で、地元企業の育成に努力させていただきたい、かように考えております。

委員長 16番。

16番 だれが言ったかということは僕知っていますけれども、あえてそのことはここで言う必要がないと思うので言いませんけれども、本当に町長の方から安易な形で、そういう形で、たかがこんな建物くらいで釧路の業者を紹介するなんていうのはもってのほかだと思えますよ。嚴重に注意してもらいたいなというふうに思い

ます。

委員 長 町長。

町 長 何度も同じような答弁になりますが、事業主体は釧路太田農協でございます。そういうことをご理解をいただきたいと存じます。

委員 長 16番。

1 6 番 いや、町長、僕が言っているのは、事業主体のことを言っているんじゃないですよ。設計を紹介してくれと言ったら、厚岸の職員が釧路を紹介したという、その受けとめ方というか、考え方をおかしいんじゃないかと言っているから、そういうことであれば、地元業者育成というのであれば、みずからやはり地元を使ってほしいとか何とかという言葉が出なかったのかということに対して、僕がおもしろくないと言っているんですよ。

委員 長 町長。

町 長 その事実関係は別な問題といたしまして、私の基本姿勢については、地元企業の育成という姿勢は変わるわけではありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

1 6 番 いいです。

委員 長 他に2目ございますか。

(な し)

委員 長 なければ、先へ進みます。

3目畜産業費。

(な し)

委員 長 4目農道費、ありませんか。

8番、音喜多委員。

8 番 農道関係について、余り好ましいことをこれ以上、農家にしてみればというか、農家から集乳というか牛乳を集める立場で言えば、しっかりした道路がいいのかもしれませんが、もうこれ以上農道は要らないよというのが各地でそういう声が出ています。

厚岸町は、3カ年計画を見ても、この後の17年からですか、1本程度で終わるわけですけども、当面は、もうこれ以上というか、この3カ年計画以上に新たにその俎上に載ってくる農道というか、そういったものはあるんでしょうか、どうか、

現状を含めて、どういう状況にあるのか、その辺周知いただきたいと思います。

委員 長 農政課長。

農政課長 町内にまだ未整備の農村地域は、特に延長の長い未整備路線が何本かまだ残ってございます。それで、今回計上させていただいている集乳道、この2本、これ以外に今後、今回3カ年に計上をいただいております別寒辺牛地区の農免農道として、今のところ平成18年をめどに計画をしているのみでありまして、まだそのほかのものについては具体的な計画はございません。

委員 長 8番。

8 番 ちょっと具体的なということは言えないのかもしれませんが。この3カ年計画のほかに、今2本のっていますし、そのほかに18年からか、17年になるかな、から1本あれされていますけれども、先ほど言った言葉の中に、またまだ予備軍としてあるのかどうなのか、当面今の状況では、予算措置的には非常に難しいものはあるだろうと私は察するんです。

しかしながら、実際にやらなければいけないというか、そういう認識に立って、まだ予備軍としてほかにあるのかというか、そういう要望を受けとめてあるのかというふうにお聞きしているんですが、いかがですか。

委員 長 農政課長。

農政課長 農道というか郡部の町道としては、まだ未整備の路線、こういったもの、地域の懇談会等におきましては、整備をしてくれというような要望をいただいている路線は何本かございます。

私どもは、特に酪農の輸送力の確保という意味では、やはり道路整備はまだまだ必要だというふう考えております。

委員 長 他にございますか。

9番、松岡委員。

9 番 町長にお願いしたいんですけれども、私、今から20年くらい前にもう二、三回申し上げたことがあるんですけれども、道営の農道、道営事業ですねこれは、今見ますと、農道においては25%町が負担しているわけです。

それで、見てみますと、他町村の業者が、道営ですから入っているわけです。厚岸町の町内でやる仕事だけは厚岸町の業者にやらせられないのかということを知ったときに、当時の町長は、支庁へ行って交渉したけれども、私どもの地元というの

は、支庁管内であり、厚岸町だけではないんだということで断られてきたということなんですが、やはり表面的にあれしなくても、町長、町長の政治力でそういうこともひとつやっていただきたいと思うんです。非常に、土建業界ばかりでなく建設業界は、今苦境に立たされていると思うんですね。はっきり言ったら、町の仕事だって、下水道はもう3年前あたりから見たら3分の1あるいは半分に減っているわけですから。それから、頼りにしていたダムもあのような状態でもって中断されているんです。本当に、地元業者が非常に苦しい立場に立たされていると思うんです。

そういうことから、いろいろ大きなあれで見ればそういうことかもしれないけれども、やはり町も道営の事業には負担しているわけですから、ひとつそういうこともあれして、町長からもそういう面で力を入れていただきたいと、このように思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

委員 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

厚岸町の姿勢は、先ほど来から申し述べておるとおりであります。北海道発注の仕事、今申し上げましたとおり、地元という範囲の中では、釧路支庁ないしは根室支庁という判断の中で行っておるようであります。

実は、かつては身近な業者にその仕事をやるという道の内々の方針といいましょうか、あったようであります。しかしながら、談合問題が起きまして、地域の方、さらにはまた道民の見る目が大変厳しく相なったわけであります。そういう中で、幅広い範囲の中で指名業者を選定をいたしておるようであります。

そういうことで、今申し上げましたような釧根地域という判断の中で、北海道はそういう指名の方式をとっているのではなかろうかと思えます。

今、松岡議員からの地元優先の姿勢を貫いていただきたいというお話であります。厚岸町といたしましても、北海道に対しまして、さらに地元企業の育成という中でお話をさせていただきたい、かように思います。

それと、先ほどこの機会にお話ししたいと思いますが、農協との関係の問題であります。

太田農協も多大な農業基盤整備、事業主体の事業があります。先般太田農協に対しまして、今、松岡委員が指摘するような中で、町外の業者が多いというお話も承っております。どうか、太田農協発注の仕事については、ぜひ厚岸町の業者にお願

いしたいということもお話をさせていただいております。そういう姿勢で今後とも臨みたいと、かように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

9 番 いいです。

委員長 他に4目ございますか。

(なし)

委員長 なければ、先へ進みます。

5目農地費、ありませんか。

(なし)

委員長 191ページ、6目牧野管理費。

10番、池田委員。

10番 6目の牧野管理費の件でちょっとお伺いいたします。

前年度当初予算が1億3,100万円、それから今年度、16年度は1億2,400万円、733万円ほど減額になっております。そのうちで一番多い金額が臨時職員の減額だと思いますが、この件についてちょっとご説明お願いしたいと思います。

委員長 農政課長。

農政課長 牧場の賃金の内容でございますが、去年は臨時職員、これは8カ月雇用として10名の臨時職員を計上させていただいておりましたけれども、今年度他施設の民間委託等の関係から、職員が余ってくるというか、職員が配置転換をしなければならんと、そういったことを考慮いたしまして、今年度は、臨時作業員8名分の予算を計上をさせていただいております。

委員長 10番。

10番 それでは、今、8名減員すると言っていますね。それで、15年度当初予算でどのくらい乳牧の頭数、それと16年の乳牧頭数、わかりましたらちょっとお知らせ願いたいんですが。

委員長 農政課長。

農政課長 平成15年度におきましては、夏で1日当たり2,400頭平均の放牧を行っております。それから、冬期で1,229頭の平均頭数になっております。

それで、今回新年度予算におきましては、1日平均、これは昨年の実績と同じ、夏期間では2,400頭、それから冬期では1,100頭の予定をしておるところでございます。

委員 長 10番。

1 0 番 そうすると、冬期、夏期合わせて今年は若干減るんですか。

委員 長 農政課長。

農政課長 最終的には、例年利用実績ではもっと上回るというふうに思っておりますが、昨年度当初予算では、1日当たり夏は2,400頭、同じでございますが、冬はことしは昨年よりも45頭冬期間多いと、そういった予算計画を立てております。

委員 長 10番。

1 0 番 そうすると、45頭で何%ぐらい総体でふえることになるんですか。預託量が大体16年度は102%くらいですよ。大体そのくらいになりますかね、この数字だと、今年度のふえるやつ。そんなにふえないですか。歳入の方では、102%くらいふえるよということで見ているんですよ。だから、頭数についてはそのくらいふえることになるんですかという。

委員 長 農政課長。

農政課長 昨年とことしの当初同士の比較では、45頭、冬の部分がふえているということになります。今後來年3月までの見込みとして、例年でいきますと103%の実績程度となる。ことしについても同じような傾向が見られるんじゃないかというふうに思っております。

1 0 番 わかりました。

委員 長 よろしいですか。

他に6目ございますか。

(な し)

委員 長 なければ、先へ進みます。

7目農業施設費。

12番、谷口委員。

1 2 番 尾幌地区農業研修センターの管理についてお尋ねをしたい。

この管理人報酬24万円、これは1カ月に2万円ということになると思うんですけども、この管理人の仕事の内容はどういうふうになっているのか、それから、使用に当たっての申し込みだとか、書類を作成するのはどこが行っているのか、そして、使用料等はどういうふうに納めるのか、お尋ねをいたします。

それから、修繕料なんですけど、ことしは大幅に減額しているんですけども、当

面、去年の修繕料で修繕箇所はほとんど直っているのかどうなのか、お尋ねいたします。

それから、農業農村活性化施設、これは、今度は直営で管理をしていくということになるんですけども、今までのあそこにかかわってきた職員は、どういうふうになっていくかの、今後の利用の仕方は昨年と変わるのか変わらないのか、それらについてお尋ねをいたします。

委員長 農政課長。

農政課長 初めに、農業研修センターの管理の関係についてお答えさせていただきます。

この管理人につきましては、施設の掃除、それから施設の開け閉め、それから火の始末、それから外の清掃とか草むしり、除雪も含めて行うことになっております。

それから、申し込みについては、以前から鉏路太田農協にその受付業務を委託をしております。

それから、修繕費でございますが、今回修繕費2万円を計上させていただいておりますけれども、年度内に発生した破損箇所等の整備を予定をしております。

それから、酪農ふれあい館の管理の関係につきましては、昨年12月に条例を改正させていただきまして、今回町が直接管理をするという形になります。それで、職員につきましては、今までは農協の委託でありましたので、町が直接今度は雇用をするという形になるわけでありまして、これの面接は先日終わっております。新たに面接をして雇用をするということで進めております。

委員長 12番。

1 2 番 そうすると、尾幌研修センターの管理人は、今言われたような仕事をしていると。それから、その受付等の仕事は農協にお願いをしていると。そのための農協に委託をしている費用というのは、この中で見られているんですか。それは、この下の5万円というのがそうなのかな。こういう方法をとっているということは、どうしてそういうふうになるのかということをお尋ねしたいんですよ。町の他の施設は、こういうのは一切ないですよ。それがどうしてこういうふうになるのか。

それから、酪農ふれあい館なんですけど、そうすると、これは職員は全く、今までの人でない人がこの仕事を進めていくということになるんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 この貸し借りの使用許可等につきましては、もともとの厚岸農協のあそこに事務所がございました、そういう経過もございまして、管理人は、日中留守のこともありますので、受付については、やはりそういったきちとした機関でなければいつでも受け付けるようにはできないということで、農協にお願いをしているということでございます。

それから、ふれあい館の管理人さん等につきましては、今回の募集の段階では、一部違いますが、一部については同じ方が応募をされてきておりまして、まだ正式決定の段階ではありませんけれども、重点的に、なれている方ということで決めさせていただくということで考えております。

委員長 12番。

1 2 番 そうすると、これをみると、管理人報酬が24万円と5万円がかかって、29万円この施設は結果的にはかかっているということなんですね。わかりました。それはそれでいいです。ほかのことでまた聞きます。

この活性化施設については、非常勤の職員の賃金と臨時職員の賃金とありますよね。それで、私、正式に詳しくわからないんですけども、いろいろな指導してくれている人が今までいましたよね、生活改善だとかそういうことで。そういう人の賃金というのは、どっちで見ているんですか。臨時職員の賃金で見ているのか、非常勤で見ているのか。そして、そういう人までも今度は変わってしまうのかどうかということを知っているんです。

委員長 農政課長。

農政課長 お答えいたします。

ふれあい館の職員でございますけれども、今までは料理講習等の指導をしていただいております管理人兼指導員という呼び方をしておりますけれども、この方につきましては、今回の募集については、本人の意向で退職をするということでございまして、応募はありませんでした。

それから、賃金につきましては、管理人兼指導員という方は非常勤職員として採用を予定しております。それを補助する補助管理人の方、それから日曜日の代がえの方、それから夜間の管理人の方、それから草刈りがございますので、この方々は賃金として計上をさせていただいております。

1 2 番 わかりました。

委員 長 よろしいですか。

他に農業施設費、ありますか。

4 番、小澤委員。

4 番 ここでちょっとお尋ねしますけれども、やはり今まで、何年間にわたりまして、ハーブ栽培、これをいろいろと試験栽培をやってきて、いろいろな結果が出た、そして昨年我々議員研修という意味で、ハーブを使った料理、ハーブの料理のすばらしさということを直接自分たちの口で味わって、なるほどな、こういうふうにならずいてきたわけでありましてけれども、今後このハーブ栽培、どのように考えておられるのか、それについてお聞かせいただきたい。

委員 長 農政課長。

農政課長 このハーブの今後の方向につきましては、以前に一般質問でお答えをさせていただいておりますけれども、町が直接あそこで試験をするという試験栽培につきましては、昨年度をもって完了をさせております。

それで、あと現在、オーナー農園制度という形で、同じあの場所で本年度も計画をしております。

そういうことで、このハーブにつきましては、今町の皆さんいろいろ関心を持たれておられて、やはり食文化を振興する、そういった面ではこのハーブの効果というのは非常に大きいと。厚岸の産物であります、特に水産魚介類等のこれらの取り合わせというのは非常にすぐれたものがあるわけでありまして、やはりこういった発展の方向で振興を図るべきものというふうに考えております。

委員 長 4 番。

4 番 そうすると、やはりこの地域におけるハーブの栽培というものは十分可能である、そういう結論だということですね。そして今、そうすると、オーナー農園、やはりそういう方々が独自で自分たちでやると、そうすると、ここに予算にもものっていないわけですがけれども、町としての支援策というのでしょうか、しなくても十分その人たちでひとり歩きしていける、そのような判断のもとでやはりオーナー農園というものは今後その人たちで十分やっていける、そういう見通しが立った、こう理解していいわけですか。

委員 長 農政課長。

農政課長　このオーナー農園につきましては、町有地、牧場の施設を無償でお貸しをするという形で使っていただいております。このオーナー農園に対する町の支援というか、支援の内容については、あそこの堆肥センターの元肥をまず無償で使っている、それからあそこにネットをしておりますけれども、そういった施設も使っていただいて、町は、普及センター等の協力のもと、技術的な指導をするという、そういったことで支援をするという形になるかというふうに思います。

また、町としては、今後のハーブの発展の方向としては、やはり個人の方がみずからの手でそのハーブの振興を図る、このことがこれからの発展の方向で大事なことでないかというふうに思います。

そういった意味で、民間でのハーブ栽培、町の手をかりないハーブ栽培というのも一つの方向として指導をしていきたいと。ただ、ハーブ原料で今までチョウレンの試験栽培等やってきておりますけれども、やり方によってはまだまだ収支のバランスがとれないと、商売にならない、これは、夏の一定期間の生産になるわけでありまして、年間を通じた栽培というのはなかなかできない、施設も必要になりますし、そういった部分では、採算性についてはなかなかとれないというような形で、そういったある程度の結果が出ているわけでありまして。

委員長　4番。

4　番　そうすると、やはり採算性を考えるというとなかなか厳しい、そういう判断をされているわけですね。それで、趣味でやるなら採算性を度外してやるわけです。趣味でやるならいいんでしょうけれども、やはり一定期間、その期間だけあそこに行っているいろいろと作物をつくるわけですから、労力的にもかかると思うわけですね。

それで、そこで栽培しようとするオーナーの方、何名くらいおられるんでしょうか、参考までにちょっとお聞かせいただきたい。

委員長　農政課長。

農政課長　昨年の実績でございますけれども、個人の利用の方で4名、それからハーブの会として25名、合わせて29の方が昨年オーナー農園として利用をいただいております。

委員長　4番。

4 番 合計で24人の方があそこで栽培をすとなってくると、今現在使用しているあの敷地、余り大した広い面積ではないように見たんですけれども、あれで十分なんでしょうか。もっと広げる、そういう計画はないんでしょうか。

それと、やはりあそこにある堆肥センターでもって、すばらしい堆肥ができていくわけですよね。やはり有機肥料を使った栽培というものは非常に効果があるのではないだろうか、このように思うんですね。その堆肥センターから出た肥料を使う、それを提供する、その方はどのようになっているんでしょうか。やはりその人たちに十分使えるだけの堆肥を与える、その方はどのようになっているんでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 オーナー農園の面積でございますが、総体で2,000平米ほどあるわけでありまして、そのうち町が、昨年場合は大体800平米ほど使っております。したがって、通路等を差し引くと700平米か800平米のものが使われていたわけでありまして、面積的には多くて100平方メートル、少ない方で70平米の土地を利用させていただいたわけでありましてけれども、この広さについては、利用される方によっては10平米でも多過ぎるといって、手入れが行き届かないというそういう方もおりますし、もう少し面積が欲しいんだという方もおります。

今年度の応募の状況においては、まだまだ町の直営で試験栽培をやった部分がありますので、それらで、応募状況によりましてけれども、現状では足りるんじゃないかというふうに見込んでいるところでございます。

それから、肥料については、必要なだけ使っていただくということで、言うだけならば、牧場の協力を得て、あそこまで運んでいくということで利用をいただいているところでございます。

4 番 結構です。

委員長 7目に他にありますか。

なければ、7目締めていいですか。

(なし)

委員長 7目締めて、ここで延会しますが、この次が月曜日になりますけれども、8目から進めますので。

本日の委員会は、この程度にとどめ、22日月曜日に延会いたします。

閉会時刻 17時04分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月19日

平成16年度各会計予算審査特別委員会

委員長